

第70回中小企業団体全国大会

決議経過報告

(Ver. 1)

平成31年4月



全国中小企業団体中央会

目 次

主な成果のあらまし	1
全国大会開催日以降の主な要望活動一覧（全国中央会会長要望等）	2

<決議項目>

I. 経済の好循環を実感できる中小企業・小規模事業者の生産性向上支援等の強化

1. 中小企業・小規模事業者対策の加速化	9
2. 生産性向上・経営力強化に対する支援の拡充	9
3. 事業承継・後継者育成への支援の拡充	9
4. 中小企業組合・中央会等に対する支援の拡充	9

II. 地域活性化を担う中小企業・小規模事業者に対する支援の拡充

1. 官公需対策の強力な推進	18
2. 海外展開に対する支援の拡充	18
3. まちづくりの推進、中心市街地の再生支援	19

III. 震災復旧・復興支援、豪雨等による災害対策の拡充

1. 震災、豪雨災害に対する復旧・復興の更なる推進	24
2. 福島の復興・創生に向けたきめ細かな対策の実施	24
3. 地域の防災・減災対策の強化と国土強靱化の推進	25

IV. 中小企業・小規模事業者の積極的な事業活動を支える環境整備

1. 中小企業金融施策の拡充	32
2. 中小企業・組合税制の拡充	36
3. 中小製造業等の持続的発展の推進	44
4. 卸売・小売業、サービス業、流通・物流業に対する支援の拡充	48
5. 中小企業の実態に応じた独禁法の執行	52
6. 中小企業の実態を踏まえた労働・雇用・社会保障対策の推進	54

※本決議経過は、一部を除いて、平成31年3月までの状況を取りまとめたものである。

第70回中小企業団体全国大会決議経過【概要】

全国中小企業団体中央会

背景・目的

<評価> ◎:実現 ○:一部実現 △:未実現

地域の経済・雇用を支える中小企業・小規模事業者は、直面する多様な課題に前向きに対応していくには、個々の自助努力だけでは限界があるため、中小企業組合をはじめとする連携組織での取組みが重要である。

組合等の連携組織が持っている企業同士の「つながる力」を大いに発揮して、中小企業・小規模事業者が協同することで足らざる経営資源を補完・補強し合えるよう積極的かつ多面的な支援活動の展開により、我が国経済及び中小企業・小規模事業者の力強い成長と発展を支援していく。

I. 経済の好循環を実感できる中小企業・小規模事業者の生産性向上支援等の強化

1. 中小企業・小規模事業者対策の加速化

- ◎ 中小企業・小規模事業者予算の拡充
- 地方創生交付金の拡充及び恒久化
- ◎ 消費税率引上げ対策

2. 生産性向上・経営力強化に対する支援の拡充

- ものづくり等補助金の基金化
- ◎ IoT等による革新的技術の支援強化
- ものづくり等の人材育成支援の拡充
- ◎ 下請法執行強化

3. 事業承継・後継者育成支援の拡充

- ◎ 事業承継支援策の拡充と活用促進
- △ 中小企業組合を活用した後継者育成強化

4. 中小企業組合・中央会等に対する支援の拡充

- △ 中央会に対する予算措置の拡充・強化
- 中小企業組合課題解決支援事業の創設等
- △ 地場産業及び伝統的工芸品組合支援策の拡充
- △ 企業組合活用支援策等の改善・強化
- △ 中小企業組合制度の見直し・運用の弾力化

II. 地域活性化を担う中小企業・小規模事業者に対する支援の拡充

1. 官公需対策の強力な推進

- △ 中小企業と官公需適格組合への受注機会の拡大

2. 海外展開に対する支援の拡充

- ◎ 海外市場への販路開拓支援の拡充

3. まちづくりの推進、中心市街地の再生支援

- コンパクトシティの実現に向けた支援の強化
- 魅力ある「まちづくり」の推進
- 商店街等の活性化に対する取組み支援の拡充

III. 震災復旧・復興支援、豪雨等による災害対策の拡充

- ◎ 1. 震災、豪雨災害に対する復旧・復興の更なる推進

- 2. 福島復興・創生に向けたきめ細かな対策の実施

- ◎ 3. 地域の防災・減災対策の強化と国土強靱化の推進

IV. 中小企業・小規模事業者の積極的な事業活動を支える環境整備

1. 中小企業金融施策の拡充

- ◎ 中小企業の資金調達の円滑化
- ◎ 成長戦略を実現するための金融支援の実施

2. 中小企業・組合税制の拡充

- ◎ 中小企業・組合関係税制の強化
- ◎ 事業承継税制の拡充
- 消費税対策の継続・強化
- ◎ 事業者の税負担軽減措置の継続・強化

3. 中小製造業等の持続的発展の推進

- 公設試験研究機関への技術開発支援
- 電力等エネルギーの安定供給等
- 省エネ・新エネ・環境対応への支援

4. 卸売・小売業、サービス業、流通・物流業に対する支援の拡充

- △ 卸売・小売業に対する支援の向上
- サービス業対策の支援の拡充
- 流通・物流業対策支援の強化

5. 中小企業の実態に応じた独禁法の執行

- 優越的地位の濫用に係る独禁法の執行強化
- 独禁法の審査手続きにおける事業者の適正手続き保障
- 独禁法の課徴金制度の見直し

6. 中小企業の実態を踏まえた労働・雇用・社会保障対策の推進

- 働き方改革の実現に向けた中小企業への配慮
- 中小企業の人材確保・定着対策
- △ 地域の実情を踏まえた最低賃金の設定
- 外国人技能実習制度の円滑化と拡充
- 専門的・技術的分野の受入れ
- 雇用保険制度の見直し
- △ 障害者雇用への中小企業支援策の拡充
- 国による職業訓練機能の拡充・強化
- △ 社会保障制度等の見直し

主な成果のあらまし

第70回中小企業団体全国大会は、平成30年9月12日に、「上七軒歌舞練場」及び「西陣織会館」（いずれも京都府京都市）において開催された。

大会は、約2,000名の中小企業団体の関係者が参加し、中小企業及び中小企業組合等の抱える諸問題に関する下記の項目について、決議が採択された。

<決議項目>

I. 経済の好循環を実感できる中小企業・小規模事業者の生産性向上支援等の強化

(総合)

1. 中小企業・小規模事業者対策の加速化
2. 生産性向上・経営力強化に対する支援の拡充
3. 事業承継・後継者育成への支援の拡充
4. 中小企業組合・中央会等に対する支援の拡充

II. 地域活性化を担う中小企業・小規模事業者に対する支援の拡充 (総合)

1. 官公需対策の強力な推進
2. 海外展開に対する支援の拡充
3. まちづくりの推進、中心市街地の再生支援

III. 震災復旧・復興支援、豪雨等による災害対策の拡充 (総合)

1. 震災、豪雨災害に対する復旧・復興の更なる推進
2. 福島復興・創生に向けたきめ細かな対策の実施
3. 地域の防災・減災対策の強化と国土強靱化の推進

IV. 中小企業・小規模事業者の積極的な事業活動を支える環境整備

1. 中小企業金融施策の拡充 (金融)
2. 中小企業・組合税制の拡充 (税制)
3. 中小製造業等の持続的発展の推進 (工業)
4. 卸売・小売業、サービス業、流通・物流業に対する支援の拡充 (商業)
5. 中小企業の実態に応じた独禁法の執行 (総合)
6. 中小企業の実態を踏まえた労働・雇用・社会保障対策の推進 (労働)

※上記()内は、全国大会決議項目検討した専門委員会名。

本決議については、大会終了後、その実現のための要請活動を行った。

全国中央会大村会長等が政府、与党(自民党、公明党)の幹部と面会し、大会決議を要望した。

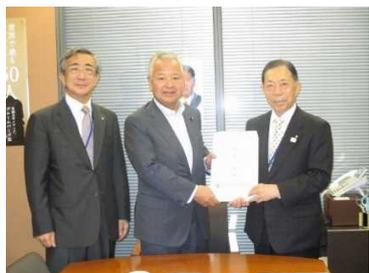
また、多数の国会議員に対し、大会決議を届け、その実現を強く申し入れるとともに、大村会長等役員が、以下のとおり陳情を行った。

全国大会開催日以後の主な要望活動一覧(全国中央会会長要望等)

【平成 30 年】

9月19日

大村会長、高橋専務理事は、第70回中小企業団体全国大会決議を要望（自民党の甘利明行政改革推進本部長、菅原一秀衆議院議員、山際大志郎衆議院議員、公明党の山口那津男代表）



【甘利本部長へ要望】



【山口公明党代表へ要望】



【菅原衆議院議員へ要望】



【山際衆議院議員へ要望】

10月15日

大村会長は、総理大臣官邸において開催された「働き方改革フォローアップ会議」（議長・安倍総理）に出席（安倍晋三内閣総理大臣、麻生副総理兼財務大臣、菅内閣官房長官、根本厚生労働大臣、世耕経済産業大臣、柴山文部科学大臣 他）①中小企業が取り組むべき優先順位とその手順の明示、②36協定の届出の電子メール化など手続きの簡素化、③監督署やハローワーク等における透明性の高い法運用と親身な指導④雇用の7割を支えている381万の中小企業に対する、ものづくり補助金をはじめ十分な対策の実施を要望



【働き方改革フォローアップ会議】

10月22日

大村会長、高橋専務理事及び中澤常務理事は、全国中央会において、働き方改革関連のフォローアップや予算措置等について意見交換（大口厚生労働副大臣、高階厚生労働副大臣、上野厚生労働大臣政務官、新谷厚生労働大臣政務官）



【(右から) 高階副大臣、大口副大臣、上野政務官、新谷政務官】

10月24日

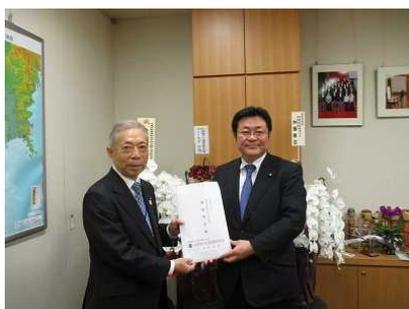
大村会長と高橋専務理事は、全国商店街振興組合連合会とともに全国知事会を訪問し、古尾谷光男事務総長らと面談、第70回全国大会決議を踏まえた「中小企業連携組織対策事業予算の確保・強化」及び「商店街振興組合指導事業への予算措置等に関する要望」を手渡し、都道府県中央会及び商店街振興組合に対する予算等の一層の拡充を強く申し入れ。



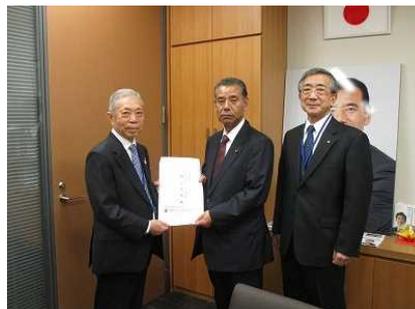
【古尾谷事務総長へ要望】

10月29日

大村会長と高橋専務理事は、第70回全国大会決議、特にものづくり補助金を含めた中小企業対策予算の拡充、中小法人税の軽減措置の延長等中小企業関係税制の強化、中小企業の実態を踏まえ働き方改革の推進などを要望（自民党の西村明宏経済産業部会長、神山佐市同部会長代理）



【西村部会長へ要望】



【神山部会長代理へ要望】

11月2日

高橋専務理事は、自民党本部で開催された自民党の予算・税制等に関する政策懇談会において、第70回中小企業団体全国大会の決議の実現に向けて、中小企業税制の軽減措置等の延長や、ものづくり等補助金の基金化など、中小企業関係予算及び税制などの拡充等について大会決議を要望（山口泰明組織運動本部長、井上信治団体総局長、西村明宏経済産業部会長、岩田和親商工・中小企業関係団体委員長 他）



【要望する高橋専務理事】

11月8日

大村会長は、公明党の政策要望懇談会において、第70回中小企業団体全国大会決議を要望（北側副代表、石田政務調査会長 他）



【要望する大村会長、平委員長、高橋専務理事】

11月12日

高橋専務理事は、自民党本部にて行われた「中小・小規模事業者の円滑な世代交代を後押しする議員連盟（事業承継議連・松本純会長）」において、個人事業主の事業承継の必要性・重要性について意見陳述（松本純議連会長、木原誠二議連事務局長 他）



【(左から) 松本純議連会長、木原誠二議連事務局長】



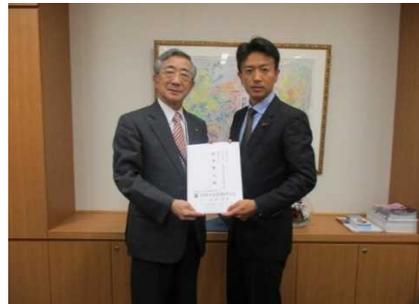
【意見陳述を行う高橋専務理事】

11月13日

大村会長は、参議院議員会館において、中小企業関係税制改正について要望（公明党の山口那津男代表）また、同日、高橋専務理事は、衆議院議員会館において、中小企業予算の拡充、税制改正を要望（自民党の鈴木隼人経済産業部会副部長）



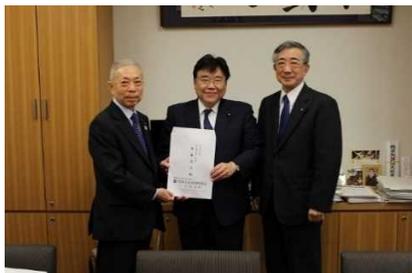
【山口那津男公明党代表へ要望】



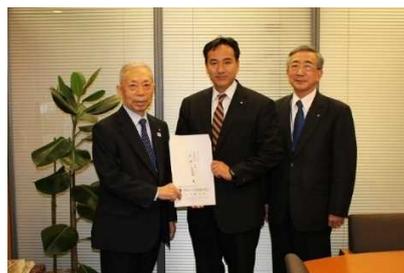
【鈴木隼人自民党経済産業部会副部長へ要望】

11月19日

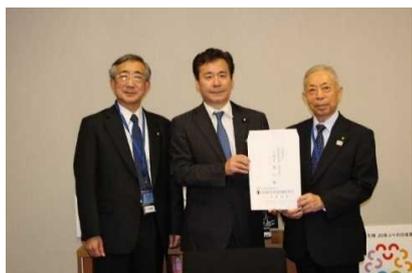
大村会長は、中小企業予算の拡充及び税制改正について要望（自民党の後藤茂之税制調査会幹事、山際大志郎税制調査会幹事、こやり隆史経済産業部会副部長、中川雅治参議院議員、甘利明税制調査会副会長）



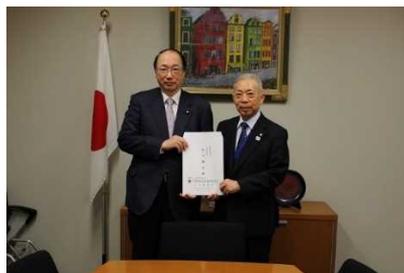
【後藤税制調査会幹事へ要望】



【山際税制調査会幹事へ要望】



【こやり経済産業部会副部長へ要望】



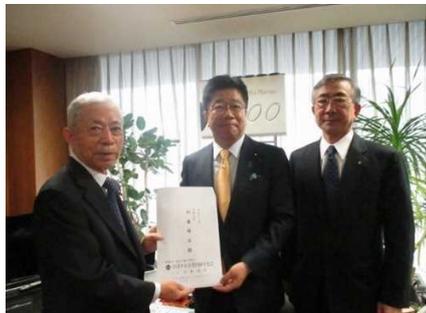
【中川参議院議員へ要望】



【甘利税制調査会副会長へ要望】

11月26日

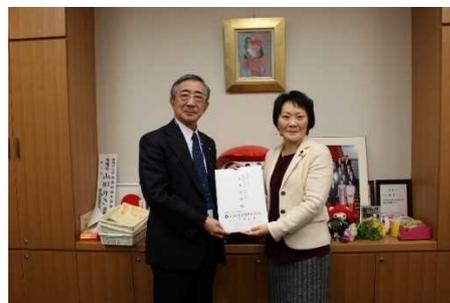
大村会長は、中小企業予算の拡充及び税制改正について要望（自民党の加藤勝信総務会長）また、同日、高橋専務理事は、中小企業予算の拡充及び税制改正について要望（自民党経済産業部会の宮本周司部会長代理、山田美樹副部会長）



【加藤総務会長へ要望】



【宮本経済産業部会部会長代理へ要望】



【山田経済産業部会副部会長へ要望】

11月27日

高橋専務理事は、中小企業予算の拡充及び税制改正等について要望（自民党の神田憲次衆議院議員、今枝宗一郎衆議院議員）



【神田衆議院議員へ要望】



【今枝衆議院議員へ要望】

11月28日

大村会長は、中小企業予算の拡充及び税制改正等について要望（自民党税制調査会の細田博之副会長、石原伸晃副会長、森山裕副会長、経済産業部会の宮下一郎顧問）



【細田副会長へ要望】



【石原副会長へ要望】



【森山副会長へ要望】



【宮下顧問へ要望】

11月28日

ANAインターコンチネンタルホテル東京において、甘利明自民党税制調査会副会長をはじめとした15名の自民党国会議員と政策懇談会を開催。

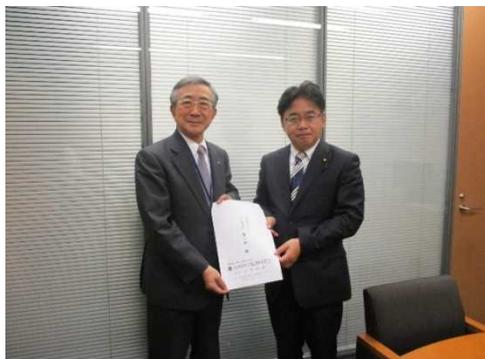
大村会長の開催挨拶の後、高橋専務理事から、平成31年度の中小企業予算・税制改正等について、①個人版事業承継税制の創設、②補正予算における「ものづくり補助金」の確保、③法的制度に裏付けられた防災対策の創設、④消費税増税と複数税率の導入に向けた万全な対策の実施、⑤働き方改革関連法の施行に向けた支援策の拡充等を要望。

自民党国会議員からは、甘利衆議院議員をはじめ、逢沢一郎衆議院議員、伊藤達也衆議院議員、梶山弘志衆議院議員、松島みどり衆議院議員、菅原一秀衆議院議員、後藤茂之衆議院議員、山際大志郎衆議院議員、平将明衆議院議員、宮下一郎衆議院議員、鈴木淳司衆議院議員、うえの賢一郎衆議院議員、福田達夫衆議院議員、穴見陽一衆議院議員、宮路拓馬衆議院議員が臨席。

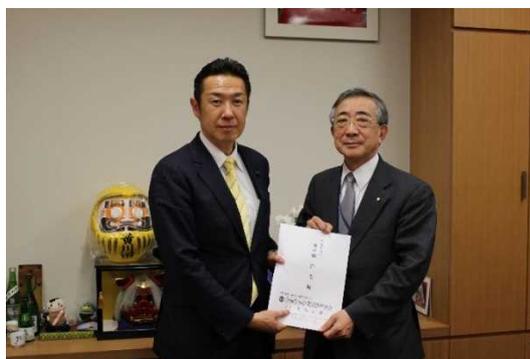
中央会からは、全国中央会の大村会長（東京都中央会会長）、森洋副会長（神奈川県中央会会長）、長谷川正己副会長（愛知県中央会会長）、中村孝副会長（兵庫県中央会会長）、服部正副会長（愛媛県中央会会長）、金子正元理事（群馬県中央会会長）、晝田眞三理事（岡山県中央会会長）、伊藤光男埼玉県中央会会長、春日英廣長野県中央会顧問、稲山幹夫福井県中央会会長などが出席。

11月29日

高橋専務理事は自民党のうへの賢一郎衆議院議員、黄川田仁志衆議院議員と面会し、中小企業予算の拡充及び税制改正等を要望。



【うへの衆議院議員へ要望】



【黄川田衆議院議員へ要望】

11月30日

高橋専務理事は自民党の小林史明衆議院議員、和田義明衆議院議員と面会し、中小企業予算の拡充及び税制改正等を要望。



【小林衆議院議員へ要望】



【和田衆議院議員へ要望】

【平成31年】

3月14日

ANAインターコンチネンタルホテル東京において日本労働組合総連合会（連合）との懇談会を開催し、取引の適正化等に向けて意見交換を行い、引き続き連携して取り組むことを確認。全国中央会からは大村会長、森副会長をはじめ正副会長等12名が出席。



【神津連合会長と昨年締結した長時間労働是正に向けた共同宣言書】

I. 経済の好循環を実感できる中小企業・小規模事業者の生産性向上支援等の強化

【要望事項】

1. 中小企業・小規模事業者対策の加速化

- (1) 経済の好循環を実感できるよう、生産性の向上、経営力の強化、IoT導入やビッグデータの活用等の第4次産業革命への支援を加速化し、中小企業・小規模事業者の持続的な成長の実現に向けた予算の拡充を図り、着実に遂行すること。
また、支援策の実施に当たっては、統一かつ効率的な周知・広報に努めること。
- (2) 地方創生交付金の拡充及び恒久化を図ること。また、財政基盤の脆弱な地方自治体でも活用できるように国の負担割合を増やすこと。
- (3) 2019年10月に予定されている消費税率10%への引上げについては、必要性等の広報の強化を図ること。また、適正な価格転嫁や価格表示の改定への円滑かつ万全な対策を講じること。
- (4) 消費税率引上げによる駆け込み需要と反動減の平準化や消費喚起のための対策を適時講じること。なお、「消費税還元セール」については、解禁しないこと。

2. 生産性向上・経営力強化に対する支援の拡充

- (1) 「ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金」の後継補助金を基金化事業として創設すること。
- (2) 過年度にもものづくり補助金事業を実施してきた事業者の販路開拓、販売促進を図るためのフォローアップ事業に対する支援の拡充を行うこと。
- (3) 中小企業・小規模事業者がIoTをはじめとした新しいIT技術の導入・活用に取り組むための支援策を強化すること。
- (4) ものづくり分野における人材の確保と次代を担う若手人材の育成を図る施策を継続して強化すること。
- (5) 取引上優位な立場の親事業者が下請事業者に対して、買ったたきなど一方的に有利な取引条件を強要することのないよう、下請代金支払遅延等防止法等の違反行為に対して一層積極かつ迅速に対処すること。
- (6) サプライチェーン全体の取引適正化と付加価値向上に向けた「自主行動計画」の策定業種の拡充を図るとともに、同計画の着実な実行と周知徹底、フォローアップ、訪問等調査を継続して行うこと。

3. 事業承継・後継者育成への支援の拡充

- (1) 次世代への円滑な事業承継を行えるよう支援策の拡充とともに、その施策の実効ある活用を促進するため周知徹底を図ること。
- (2) 中小企業組合を活用した後継者育成支援を拡充すること。

4. 中小企業組合・中央会等に対する支援の拡充

- (1) 国及び都道府県は、中小企業連携組織を育成・支援するため、中央会に対する中小企業連携組織対策予算を大幅に拡充・強化すること。

- (2) 中小企業組合における課題解決支援事業の創設及び補助金制度の改善・拡充を図ること。
- (3) 改定予定の「小規模企業振興基本計画」において地場産業及び伝統的工芸品関連組合に対する支援策の拡充を図ること。
- (4) 小規模事業者組合等への各種補助金の補助率の引上げ等、支援を拡充すること。
- (5) 創業や再チャレンジ等、地方創生の一翼を担う企業組合活用に向けた支援策等の改善・強化を図ること。
- (6) 中小企業等経営強化法に基づく「事業分野別指針」の策定業種の拡大、策定後の当該業種の組合等の声を踏まえた検証・見直しを行うこと。
また、中央会が「事業分野別経営力向上推進機関」と連携し、各事業分野別にきめ細かく経営力強化を図る支援ができるよう、組合等連携組織に対する予算を安定的に確保・拡充すること。
- (7) 中小企業組合の力が十分発揮できるよう、中小企業組合制度の見直しや運用の弾力化を図ること。
- (8) 中央会指導員の資質をさらに向上させるための人材育成予算を拡充すること。
- (9) 中小企業組合士に対する支援を強化するとともに、積極的に活用すること。

【経過】

1. 中小企業・小規模事業者対策の加速化

(1) 経済の好循環に向けた中小企業・小規模事業者対策予算の拡充【実現】

全国中央会では、甘利明自民党税制調査会副会長をはじめとした自民党国会議員と政策懇談会を開催し、全国大会で決議された平成31年度の中小企業予算・税制改正等に関して、①個人版事業承継税制の創設、②補正予算における「ものづくり補助金」の確保、③法的制度に裏付けられた防災対策の創設、④消費税増税と複数税率の導入に向けた万全な対策の実施、⑤働き方改革関連法の施行に向けた支援策の拡充等の要望を行った他、多数の与党国会議員と面会し、中小企業予算の拡充等について要望を行った。

このような中で、政府は、平成31年度予算については、地球環境と両立した持続的な成長経路の実現に向けて潜在成長率を引き上げるため、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）に基づき、一人ひとりの人材の質を高める「人づくり革命」と、成長戦略の核となる「生産性革命」に最優先で取り組むこととしている。農林水産業をはじめとした地方創生、国土強靱化、女性の活躍、働き方改革、外国人材の受入れなどの施策の推進により、経済の好循環をより確かなものとし、誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる一億総活躍社会の実現を目指すこととしている。

また、政府は、第4次産業革命の技術革新等を通じた「生産性革命」の実現に向けての設備・人材などへの力強い投資、研究開発・イノベーションの促進など重要な政策課題への対応に必要な予算措置や、追加的な財政需要に適切に対処するため、平成30年度（2018年度）第2次補正予算を編成することとし、平成30年12月21日、平

成 30 年度第 2 次補正予算案及び平成 31 年度予算案を閣議決定した（平成 31 年度予算案は平成 31 年 1 月 18 日概算を一部変更し、閣議決定）。

その後、平成 30 年度第 2 次補正予算は、平成 31 年 2 月 7 日に成立し、「中小企業・小規模事業者に対する支援」として、2,068 億円が計上された。ものづくり・IT 導入・持続化補助金 1,100 億円、事業承継支援 50 億円、消費税軽減税率対応レジ導入支援 561 億円が盛り込まれた。

一方、平成 31 年度予算案は、一般会計総額は 101 兆 4,571 億円と 7 年連続で過去最大となり、当初予算として 100 兆円の台を初めて超えた。

消費税引上げによる経済への影響の平準化に向け、施策を総動員することとし、中小小売業等に関する消費者へのポイント還元（2,798 億円）、防災・減災、国土強靱化対策（1兆 3,475 億円）等、2兆 280 億円が計上されている。

政府全体での中小企業対策費は、対前年度比プラス 19 億円となる 1,790 億円（うち、経済産業省分としては、1,117 億円（対前年度比プラス 7 億円）となった。

中小企業・小規模事業者が直面する「経営者の高齢化」、「人手不足」、「人口減少」という 3 つの構造変化に対応するため、①事業承継・再編・統合等による新陳代謝の促進、②生産性向上・人手不足対策、③地域の稼ぐ力の強化・インバウンドの拡大に重点的に取り組むこととしている。

また、非常に大きな災害が頻発している状況を踏まえ、④災害からの復旧・復興、強靱化にもより一層取り組んでいくこととしている。

加えて、消費税引上げ（2019 年 10 月）や長時間労働規制（2020 年 4 月）、同一労働・同一賃金（2021 年 4 月）の中小企業への適用も見据え、⑤経営の下支え、事業環境の整備に引き続き粘り強く取り組むこととしている。

なお、消費税引上げの必要性やその影響を緩和する措置などについて、国民に分かりやすい広報を実施することとしているが、支援策の実施に当たっては、制度利用の促進を図るため関係省庁が連携し、統一的、効率的な広報・周知活動を行う等の明確な記載はなされていない。

（2）地方創生交付金の拡充及び恒久化【一部実現】

平成 30 年 12 月 21 日、平成 26 年末に策定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略 2018」の改訂することとし、閣議決定された。引き続き地方公共団体と一体となって、地方創生の深化に取り組むため、「総合戦略」に掲げられた基本目標や重要業績評価指標（KPI）達成に向けた進捗状況を検証するとともに、政策パッケージ・個別施策について情勢の推移により必要な見直しが行われた。

平成 30 年度第 2 次補正予算では、地域の観光振興等、基盤となる先導的な施設整備等を支援する「地方創生拠点整備交付金」（600 億円）が引き続き確保された。「まち」を活性化させ、地方の定住・交流人口の拡大につなげていくこととしている。

また、平成 31 年度予算において、地方の自主的かつ先駆的な取り組みを支援する「地方創生推進交付金」（1,000 億円）や先端科学や観光・農業といった地方大学等の新たなチャレンジを後押しする「地方大学・地域産業創生交付金」（22.5 億円）により、地方創生を引き続き推進することとしている。

なお、地方創生交付金等、引き続き確保されたが、拡充や恒久化は図られていない。また、財政基盤の脆弱な地方自治体でも活用できるよう国の負担割合の増加を要望したが、負担割合の変更はなされていない。

(3) 消費税率引上げの必要性等の広報強化及び円滑かつ万全な対策【実現】

平成30年度第2次補正予算において、「中小企業消費税軽減税率対策事業」(561億円)が確保された。軽減税率対応のためのレジ導入・改修や受発注・請求書管理システムの改修等の支援に努めるため、補助金の基金を積み増すとともに、制度の見直し(対象事業者に旅館・ホテル等を追加、補助率を2/3→3/4に引上げ等)が行われた。

また、「消費税軽減税率対応窓口相談等事業」(49.4億円)が引き続き確保され、事業者等に対する指導・周知徹底等の転嫁対策等に取り組むこととしている。

全国中央会では、「消費税増税に伴う表示方法について」、「消費税率引上げ直前対策ハンドブック」、「消費税転嫁カルテル手続き指導要領3訂版」の作成・発行によるPRとともに、公正取引委員会が発行しているパンフレット「消費税の円滑かつ適正な転嫁のために」を送付し、周知に努めている。

(4) 消費税率引上げ駆け込み需要・反動減及び消費喚起対策【実現】

政府は、本年10月1日に予定されている消費税率の引上げに伴う対応については、引上げ前後の消費を平準化するための十分な支援策を講じ、あらゆる施策を総動員して、経済の回復基調が持続するよう、2019・2020年度当初予算において臨時・特別の措置を講ずることとしている。

平成31年度予算において、中小小売業等に関する消費者へのポイント還元を行う「キャッシュレス・消費者還元事業」(2,798億円)が新設された。本年10月1日からオリンピック・パラリンピック前の2020年6月までの9カ月間に限定し、中小小売業等において消費者がキャッシュレス決済を行う場合、個別店舗については5%、フランチャイズチェーン加盟店等は2%のポイント還元により支援を行うこととされている。

また、インバウンドや観光といった新たな需要の取り込みに向けた商店街におけるWi-Fi設備や地域資源を活用した取組み等に対して支援を行うこととし、50億円が計上された。

2. 生産性向上・経営力強化に対する支援の拡充

(1) ものづくり等補助金の基金化【一部実現】

基金事業としての事業継続には至らなかったが、平成30年度補正予算により、「中小企業生産性革命推進事業」(1,100億円)が予算化され、そのうち生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うため、認定支援機関と連携して、中小企業・小規模事業者等の設備投資等の支援を目的として、「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」が措置されている。

平成30年度補正予算「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」については、平成31年2月18日～5月8日まで公募を行っているが、3月22日、2月23日までに応募のあった1,111者のうち、332者の採択(早期審査分)を発表した。

また、平成 31 年度予算により、中小企業・小規模事業者が連携して取り組む「ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金」が予算化された。

(2) ものづくり補助金事業を実施した事業者への事業化に向けた取組み【実現】

平成 30 年度補正予算「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」において、平成 27、28、29 年度にもものづくり等補助金を実施した事業者に対するフォローアップの予算が措置された。

(3) I o T 等に取り組む中小企業への革新的技術の支援強化【実現】

平成 30 年度補正予算により、「中小企業生産性革命推進事業」が措置され、その中に、セキュリティにも配慮された優れた I T ツールの導入を通じて中小企業・小規模事業者による I T 投資を加速化させ、生産性向上を実現させることを目的とした「サービス等生産性向上 I T 導入支援事業」が措置されている。

(4) ものづくり等の人材の育成・確保に対する支援拡充【一部実現】

雇用する労働者に対して職業訓練を計画に沿って実施する事業主に対して助成する「人材開発支援助成金」におけるものづくり人材の育成については、製造業や建設業等の事業所が厚生労働大臣の認定を受けた OFF-JT と OJT を組み合わせた訓練を実施する場合には、同助成金の中で最も高い助成率により助成することで支援している。

(5) 下請法の監督強化【実現】

国は、下請等の取引条件の改善を目的に各省庁が横断的に検討することが必要であることから内閣総理大臣補佐官を座長にした下請等中小企業の取引条件改善に関するワーキンググループを開催している。この中で、自主行動計画フォローアップ調査結果においては、不合理な原価低減要請を受けていないとする事業者は減少しているが、型管理の適正化に関して返却・廃棄や保管費用の負担を強いられると回答する事業者は増加している。併せて、下請中小企業の取引実態を把握するための取引調査員（下請Gメン）による訪問ヒアリングは、平成 30 年 4 月～10 月までに 3,012 件行われており、その調査概要としては、支払条件は改善傾向にある一方、型管理についての取組みは動きが鈍く改善が必要とされている。そのほか、売上が増加している企業は増えているものの、原材料価格や人件費などのコスト価格が増加しているとの回答は全体の 8 割以上となっている。

(6) 取引適正化のための自主行動計画の拡充【一部実現】

中小企業庁は、平成 28 年 9 月に公表した「未来志向型の取引慣行に向けて」に基づき、下請中小企業の取引条件改善のため、各産業界が取り組む行動をまとめた「自主行動計画」の取組状況のフォローアップ調査や下請Gメンによるヒアリングを通じて把握した取引上の課題等を基に、サプライチェーン全体での更なる「取引適正化」に向けて、望ましくない取引慣行の是正や「働き方改革」への対応などを踏まえて、下請中小企業振興法第 3 条第 1 項に基づく「振興基準」を改正した。この振興基準の改正にあたっては、中小企業庁「中小企業政策審議会経営支援分科会取引問題小委員会」に全国中央会小正副会長（鹿児島県中央会会長）が委員として参画した。

現在、サプライチェーン全体での取引適正化と付加価値向上に向けた「自主行動計画」は、12 業種 30 団体、下請ガイドラインについては、18 業種でそれぞれ策定されている。

3. 事業承継・後継者育成への支援の拡充

(1) 事業承継支援策の拡充と活用促進【実現】

平成 31 年度税制改正において、「法人」向け事業承継税制の抜本的拡充に続き、「個人事業者」の集中的な事業承継を促進するため、10 年間の時限措置として、土地、建物、機械、器具・備品との承継に係る贈与税・相続税の 100%納税猶予制度が創設された。「法人」向け事業承継税制創設前は、年間約 400 件の申請であったが、創設後は、年間 6,000 件に迫る申請数になっている。個人事業者約 200 万者のうち、約 150 万者（約 73%）が 70 歳以上であり、積極的な活用が望まれる。

また、平成 30 年度第 2 次補正予算において、「事業承継・世代交代集中支援事業」（50.0 億円）が確保された。同事業において、各都道府県に構築された事業承継ネットワークをベースとし、中小企業へのプッシュ型の事業承継診断で掘り起こされたニーズに対して、専門家派遣などのきめ細かな支援を実施するとともに、事業承継・世代交代を契機として、経営革新や事業転換に挑戦する中小企業に対し、設備投資・販路拡大・既存事業の廃業等に必要な経費を支援する事業承継補助金が引き続き措置され、公募が 4 月 12 日に開始されることとなっている。

さらに、各都道府県に置かれた「中小企業再生支援協議会」において、財務上の問題解決のための事業再生に向けた支援及び円滑な債務整理に向けた支援を実施することとしている。加えて、「事業引継ぎ支援センター」の事業引継ぎデータベースにおける登録企業数を抜本的に拡充することで、M&A を含めた事業承継支援を強化することとしている。

(2) 中小企業組合を活用した後継者育成強化【未実現】

平成 31 年度予算において、各地の中小企業・小規模事業者が必要とする人材について、専門家派遣やマッチングを通じて、地域内外からの発掘・確保・定着を一括して支援する「中小企業・小規模事業者人材対策事業」（13.7 億円）が確保された。

しかしながら、中小企業組合、組合青年部・女性部による組合員後継者育成支援策や中小企業大学校の経営後継者育成研修に対する受講費用の支援は措置されていない。

4. 中小企業組合・中央会等に対する支援の拡充

(1) 中央会に対する予算措置の拡充・強化【未実現】

全国中央会では、大村会長等が政府、与党等の幹部と面会し、全国大会決議を要望するとともに、多数の国会議員に対し、大会決議を届け、その実現を強く申し入れを行った。

また、平成 30 年 10 月 24 日、大村会長と高橋専務理事は、全国商店街振興組合連合会とともに全国知事会を訪問し、古尾谷光男事務総長らと面談、全国大会決議を踏まえた「中小企業連携組織対策事業予算の確保・強化」及び「商店街振興組合指導事業への予算措置等に関する要望」を手渡し、都道府県中央会及び商店街振興組合に対する予算等の一層の拡充を強く申し入れを行った。

平成 31 年度においては、大阪府中央会以外は、おおよそ必要な連携対策予算が確保されたが、平成 32 年度以降の予算措置については、不透明な状況にある。

なお、平成31年度中小企業連携組織対策推進事業費補助金については、対前年度比プラス0.1億円の6.7億円が確保されたが、国及び都道府県による中央会の事業費及び人件費の拡充、再雇用者人件費の別枠措置等は講じられてはいない

平成31年度予算において、小規模事業者が商工会・商工会議所等と連携して販路開拓や生産性向上に取り組む「地方公共団体による小規模事業者支援推進事業（自治体連携型持続化補助金）」が都道府県からの予算として実現した。

（2）中小企業組合における課題解決支援事業の創設及び補助金制度の改善・拡充

【一部実現】

近年、中小企業者が抱える問題がより一層複雑・高度化してきていることから、従来の本事業による支援スキームでは、対応することが困難になってきているため、従前以上の積極的なサポート（伴走型支援）が必要であるとともに、事業実施前から終了後まで中小企業支援機関や専門家等との積極的な連携が必要である等の認識のもと、中小企業組合及び組合員が抱える課題解決を図るべく、新たに中小企業組合等課題対応支援事業が創設された。

しかしながら、補助金を活用する際の自己負担率の軽減や補助金制度の拡充はなされていない。

（3）地場産業及び伝統的工芸品関連組合に対する支援策の拡充【未実現】

全国中央会小正副会長（鹿児島県中央会会長）が出席し、検討がなされている中小企業庁「中小企業政策審議会小規模企業基本政策小委員会」では、「小規模企業振興基本計画」の見直しが進められている。

同基本計画は、平成26年に施行された「小規模企業振興基本法」に基づき、小規模事業者の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、定められたものであり、「小規模企業をめぐる情勢の変化を勘案し、及び小規模事業者の振興に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに基本計画を変更する」こととされ、現在見直しに向けた議論がなされている。

改訂予定計画では、「地域のコミュニティを支える事業の推進」や「支援に向けた国と自治体の連携強化」については、中央会等との連携による取り組みが必要とされている。

また、地域一体のブランディング等に沿った中小企業等の商材・サービスの磨き上げ等の支援、新技術等活用による観光客の消費を促す環境整備計画の策定を行う「ローカルクールジャパン推進事業」（2.0億円）、魅力的な生活環境、商業・サービス業等の事業・起業環境や観光資源整備等の観点から、中心市街地・商店街を活性化するため、意欲ある地域における波及効果の高い複合商業施設等の整備等の支援を行う「地域まちなか活性化・魅力創出支援事業」（5.0億円）が確保された。

しかしながら、地域の農・商・工・サービス業の振興支援策の拡充、業界の活性化と産業振興を積極的に進めるための新たな予算措置等は講じられていない。

（4）小規模事業者組合等への補助率引上げ等の支援の拡充・強化【未実現】

見直しが進められている「小規模企業振興基本計画」中にある「支援に向けた国と自治体との連携強化」では、「地域の小規模事業者にとって、個々の企業では解決が困難な課題への対応として、連携組織を活用していくことが有効である。このため、中

小企業団体中央会、商店街振興組合連合会などは、連携組織が共同で取り組む販路開拓や事業開発、人材育成、さらには地域の課題解決に資する取組に対し積極的に支援していくことで、組合員である小規模事業者の経営基盤の強化に取り組むことが求められる」とされ、中央会の役割が明示されているが、現時点では改訂前であり、支援の拡充はなされていない。

また、小規模事業者組合の補助率引上げ、各種申請書類の簡素化、取引力強化推進事業の予算及び補助対象の拡大などの支援の強化はなされていない。

なお、平成31年度予算において、小規模事業者が商工会・商工会議所等と連携し、販路開拓や生産性向上の取組みを支援する「地方公共団体による小規模事業者支援推進事業（自治体連携型持続化補助金）」（10億円）が創設された。

（5）創業や再チャレンジ等、地方創生を担う企業組合活用支援策等の改善・強化

【未実現】

平成31年度予算において、「中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業」（70.1億円）が増額（平成30年度予算額68.8億円）の上、確保された。同事業では、創業希望者と後継者不在事業者等とのマッチング支援を行うこととされている。

しかしながら、「働き方改革」の担い手としての活用も期待されている「企業組合」の設立促進に向けた制度緩和の見直し等、創業支援策の強化はなされていない。

（6）中小企業・小規模事業者の経営力強化対策の拡充【一部実現】

平成28年7月1日に施行された「中小企業等経営強化法」に基づき、中小企業・小規模事業者・中堅企業等が策定する「経営力向上計画」について、平成31年1月31日現在で80,309件が認定されている。

また、全国中央会も委員として参画している中小企業庁の「中小企業強靱化研究会」は中間とりまとめが行われ、2月15日、「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律案」（中小企業強靱化法案）が閣議決定され、同日国会に提出された。

同法律案は、自然災害の頻発化や経営者の高齢化により、多くの中小企業が事業活動の継続が危ぶまれている状況を踏まえ、中小企業の事業活動の継続に資するため、中小企業の災害対応力を高めるとともに、円滑な事業承継を促進を図る必要がある、①中小企業が、単独又は他者と連携して行う、事業継続力強化に対する支援、②商工会・商工会議所が市町村と共同で行う、小規模事業者の事業継続力強化のための取組みに対する支援等を行うこととしている。

また、昨年10月、中小企業庁では、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定事業者に対し、経営力向上計画の実施による経営の向上の状況を把握するとともに、現行制度に対する評価を行い、制度や手続きの改善及び認定事業者数の拡大に向けた基礎資料を得ることを目的としてアンケートを実施している。

なお、本年3月14日、新たな事業分野別指針として「職業紹介事業・労働者派遣事業分野に係る経営力向上に関する指針」が策定され、19事業分野別の指針が示されている。

しかしながら、組合等連携組織に対する予算を確保・拡充するなど経営革新等支援体制の強化は図られていない。

(7) 中小企業組合制度の見直し・運用の弾力化【未実現】

全国中央会では、「平成30年度中小企業組合のあり方研究会」を設置し、中小企業庁をはじめ、大学教授、都道府県中央会指導員、関係機関等と11回に及ぶ研究会を開催し、検討を行ってきた。同研究会では、都道府県中央会の協力による事業協同組合及び企業組合の具体的先進事例をもとに、中小企業組合の新たな方向性・可能性と中央会の支援のあり方等について検討を行ってきた。限られた指導員で効率的に組合支援を行っていくためには、中央会間の支援ノウハウの共有化が必要であり、都道府県中央会による先駆的な組合支援例を参考にした組合支援のあり方、全国中央会による都道府県中央会支援のあり方を示している。

中央会が、共に力を合わせて具体的な取組みを行っていくことが重要であり、中央会全指導員に配付している報告書の有効活用等の周知に努めている。

平成31年度は、全国中央会による都道府県中央会支援のあり方の具体的な支援を検討していくこととしている。

しかしながら、現時点で、新たな環境変化に対応できるよう、組合制度の見直し・運用の弾力化についての動きはない。

(8) 中央会指導員の人材育成予算の拡充【未実現】

宮崎県中央会では、大分県中央会及び全国中央会に指導員を派遣し、県域支援を越えた新たな気づきや県内にはない支援ノウハウの取得等に努めている。

また、全国中央会は、「平成30年度中小企業組合のあり方研究会」報告書の中で、都道府県中央会などとの人事交流を通じ、支援ノウハウの共有化を推進していくこととしている。

なお、中央会指導員は、様々な知識が求められ、必要なスキルは多様化・高度化する一方であるが、都道府県中央会指導員の中小企業診断士養成課程派遣等、新たな支援能力向上のために必要となる予算措置等は講じられていない。

(9) 中小企業組合士の支援強化及び積極的な活用【一部実現】

全国中小企業組合士協会連合会では、中小企業組合士制度の普及、また会員の健全な発展とその所属員である組合士の資質の向上のための研修、情報の提供を行っており、全国中央会との連携のもと、各地域の組合士協会等への支援強化を行うため、ブロック会議への助成を行った。

また、組合士の積極的な活用として、茨城県中小企業団体中央会において開催した組合事務局向け研修会に東京都中小企業組合士協会より組合士を専門家として派遣した。加えて、来年度、全国中小企業組合士協会連合会主催の組合士フォーラム等において、セミナー講師への組合士の活用を予定している。

さらに、「平成30年度中小企業組合のあり方研究会」報告書において、組合の事業活動を推進していく中で、組合事務局の役割は極めて重要であり、中小企業組合運営のエキスパートである「中小企業組合士の育成」の推進を盛り込んでいる。

II. 地域活性化を担う中小企業・小規模事業者に対する支援の拡充

【要望事項】

1. 官公需対策の強力な推進

- (1) 「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」で示された中小企業・小規模事業者向けの契約目標額及び目標率について、執行の平準化を図りつつ、必ず目標を上回る契約実績を達成するとともに継続的に安定した中小企業・小規模事業者向け官公需予算を確保すること。
- (2) 官公需適格組合制度の周知徹底を広く図り、地方公共団体を含めた各発注機関において官公需適格組合への発注目標を設定するとともに総合評価落札方式における官公需適格組合への加算措置を講じるなど受注機会の増大に向けた取組みを一層強化すること。特に、地震をはじめとする自然災害からの復旧・復興に当たっては、被災地における官公需適格組合等を積極的に活用すること。
また、防災協定を締結している組合等に対しては、随意契約などによる優先的な発注に努めること。
- (3) 採算性を度外視した価格での落札が行われないよう最低制限価格制度を導入するほか、低入札価格調査制度を積極的かつ適切に運用すること。
- (4) 少額随意契約の意義を広く正確に広報するとともに、その適用限度額の引上げなど少額随意契約制度の見直しを行うこと。
- (5) 各発注機関は、分離・分割発注の推進に努めること。
- (6) 建設業界における生産性向上に向けた工事発注制度を改善すること。
- (7) 著作権等の知的財産権が含まれる発注については、当該知的財産権の取扱いを仕様書及び契約書に明確に記載するほか、強制的な権利の譲渡を行わないよう十分に留意すること。
- (8) 低価格競争を助長する競り下げ方式（リバースオークション）は絶対導入しないこと。
- (9) 官公需適格組合における監理技術者等の在籍出向について、組合員の受注機会の確保・増大につながるよう、実態に配慮した要件緩和を行うとともに、実効性の高い制度に見直すこと。
- (10) きめ細かな官公需相談業務に対応するため、「官公需総合相談センター」への予算措置を講じること。

2. 海外展開に対する支援の拡充

- (1) 企業連携による海外見本市・展示会など海外市場に向けた販路開拓支援を継続・強化すること。特に、中小企業・小規模事業者が率先してグローバルなバリューチェーンに参画できるよう、新輸出大国コンソーシアムの専門家増員等により、CPTPP等の利活用の強力かつ迅速な推進を含め、中小企業の海外展開を積極的に支援すること。
- (2) 人材等の活用を通じた海外展開への支援策を引き続き推進すること。
- (3) 外国人旅行客4,000万人誘致実現に向けたインフラの整備と施策を引き続き強力に推進すること。

- (4) CPTPP協定について、適切な情報開示のもと早期発効を推進すること。日EU・EPAなど広域経済連携協定の発効・合意に向けた取組みを加速させること。
- (5) CPTPP協定等により影響が生じる農林水産畜産業などの事業分野に対しては十分かつ継続した対策を実施するとともに、地方において新たな輸出企業を育成するための環境整備を図ること。

3. まちづくりの推進、中心市街地の再生支援

- (1) 地域コミュニティを支える中小小売店及び商店街の機能強化に対する取組みを支援すること。
- (2) 賑わいと魅力ある「まちづくり」を推進するため、まちづくり三法（大店立地法、中心市街地活性化法及び都市計画法）の見直しを速やかに行うこと。
- (3) 商店街振興組合等の法人格を有する意欲ある商店街に対して、集客力向上を図る取組みの支援や、新たな補助制度を創設するなど法人組織への優遇策を講じること。
- (4) 外国人誘致（インバウンド）施策の一環として、外国人観光客の消費需要や様々なニーズに対応するための商店街等の取組みに対して支援を拡充すること。
- (5) 意欲ある中小小売業者によるハード・ソフト面の取組みに対して、平成26年に廃止された「地域商店街活性化事業（にぎわい補助金）」、「商店街まちづくり事業」に代わる補助金制度を創設すること。
- (6) 地域活性化の妨げになるような商店街等の空き店舗や遊休施設の積極的な活用や、起業、創業・第二創業、後継者育成に対する支援策を一層拡充させること。
- (7) 大型店や大手資本チェーン店が商店街活動及び地域交流などの地域貢献事業に積極的に協力するよう、地域において「条例」等の制定を促進すること。

【経過】

1. 官公需対策の強力な推進

(1) 中小企業向け契約金額の達成に向けた取組み強化【一部実現】

「平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針（平成30年9月7日閣議決定）」では、平成29年度における国等の契約のうち、官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の目標実績は、3兆8,251億円（目標は3兆8,185億円）であった。平成30年度においては、4兆294億円（前年度比2,109億円増）、目標比率を前年同様の55.1%としている。

なお、官公需適格組合への契約目標の設定には至っていない。

(2) 官公需適格組合の受注機会の増大【未実現】

官公需適格組合の受注機会の増大に係る地方公共団体への周知については、官公需における政府一体の取組みとして、毎年、中小企業庁が経済産業大臣名で地方公共団体に対して、契約の基本方針に準じた取組みについての要請文を发出しているが、官公需制度及び官公需適格組合に関する周知については「中小企業者のための官公需施策と官公需受注成功事例（平成25年2月）」以降、发出されていない。

(3) 最低制限価格制度の導入と低入札価格調査制度の積極かつ適切な運用【未実現】

最低制限価格制度及び低入札価格調査制度を実施している地方公共団体は散見されるが、人件費率が高い役務提供等においては適正価格に配慮されない低価格入札がいまだに多く見られる。

また、国等は、過度な低価格入札があった場合、国等は会計法令上の措置として、「低入札価格調査制度」が設けられ、ダンピング受注の排除等適正価格による契約の推進のため、本制度を活用することとしているが、最低制限価格制度の導入には至っていない。

(4) 少額随意契約の活用と適用限度額の大幅引上げ【未実現】

予算決算及び会計令並びに地方自治法施行令により、少額の場合、原則は一般競争入札であり、随意契約は例外という扱いになっている。

また、適用限度額については、中小企業の受注機会・受注額の増大を図る観点からも現行の2倍以上(例えば、工事又は製造であれば、国等は250万円から500万円へ)、大幅に引き上げるよう法制度の見直しを図るよう要望しているが、この改善のためには、会計法令等の改正が必要であるため、実現には至っていない。

(5) 分離・分割発注の推進【未実現】

分離・分割発注については、「平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」で示されている商品等を種類ごとに分離又は契約期間を一定期間ごとに分割するなど、分離・分割発注するよう努めることについて、実効ある結果が示されてはならず、国等及び地方公共団体に対して効果的な発注事例等を周知し、積極的に中小企業・小規模事業者等の受注機会の確保に努める必要がある。

(6) 建設業界における発注制度の改善【未実現】

国土交通省は、平成29年度に完成した国や地方公共団体等が発注した工事・業務での取組みなど、建設現場の生産性向上に係る優れた取組みを表彰するため、「i-Construction 大賞」を創設し、国土交通大臣賞3団体を含めた計25団体を決定し、ベストプラクティスとして広く紹介する取組みを行っている。

また、施工だけでなく維持管理まで考慮したうえで最適な発注先を選定するなど、技術力がある中小企業・小規模事業者の受注機会が増大するような工事発注制度の改善には至っていない。

(7) 知的財産権に対する慎重な対応【一部実現】

平成29年7月25日に閣議決定された「平成29年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、印刷物等のイラストやデザインなどの著作権等知的財産権にかかる価値について十分に留意した契約内容とするように努める旨が明記された。

その後、中小企業庁では、普及啓発のためのチラシを作成して周知を行っている。

国等及び地方公共団体においては、著作権等知的財産権の価値や権利等に関する知識を高まってきているところであるが、今後も契約にあたっては受注者との認識の違いが生じないよう意見交換を行いながら共有を図るなど、周知活動が必要である。

(8) 競り下げ方式の導入反対【一部実現】

競り下げ方式(リバースオークション)については、国等における導入実績が確認できていないが、各地方公共団体においては競り下げが試行的に継続実施されている。

(9) 組合員企業からの監理技術者の在籍出向の積極かつ実効ある運用【一部実現】

「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ向上的な雇用関係の取扱い等について（試行）」が国土交通省土地・建設産業局建設業課長から地方整備局等建設業担当部長及び都道府県主管部局長宛に通知され、平成28年6月1日から適用されることとなり、現在静岡県にある5組合がこの適用を受けている。平成29年12月には、中小企業庁から工事の証明を取得している官公需適格組合に対して本制度に関する調査を実施していることから今後も動向を注視する必要がある。

(10) 「官公需総合相談センター」への財政支援の拡充【未実現】

平成30年1月～12月にあった官公需総合相談センターへの相談実績は、総相談件数2,738件（相談者数延べ2,834名）となっている。既存体制の整備や更なる機能充実を図り、きめ細かな相談業務に対応していくためには、十分な予算措置を講じる必要があるにもかかわらず実現には至っていない。

2. 海外展開に対する支援の拡充

(1) 海外市場への販路開拓支援の拡充【実現】

平成31年度当初予算に、新輸出大国コンソーシアムを核として国内・海外の販路開拓をシームレスに支援するため「国内・海外販路開拓強化支援事業」（23.9億円）が新たに計上された。中小企業の海外展開意欲は高く、これを支援する新輸出大国コンソーシアムの登録支援機関は1,119件（平成31年2月15日時点）となり、支援体制が徐々に拡充している。

全国中央会では、「平成31年度中小企業組合等活路開拓事業」において、F/Sや展示会開催事業等について中小企業組合を中心に資金面のサポートを行う。

(2) 人材育成への支援継続・強化【実現】

平成31年度当初予算に「中小企業・小規模事業者人材対策事業」（13.7億円）が計上された。自社だけでは即戦力となる人材が確保できない場合も想定されることから、新輸出大国コンソーシアムが窓口となって、専門家や参加する支援機関が課題を迅速に解決できる体制を整備している。

(3) 外国人旅行客誘致に向けた施策の推進【実現】

平成31年度観光庁関連予算は、総額で前年比約2.4倍となる6,660億円が措置された。当該予算において、円滑な出入国や通関等の環境整備が図られるほか、観光産業の基幹産業化や地域での体験滞在の満足度向上等が進められる見通しとなっている。

(4) CPTPPの早期発効と広域経済連携協定等の加速化【実現】

米国が離脱した新TPP（CPTPP）は、平成30年12月30日、日EU・EPA（経済連携協定）については、平成31年2月1日に各々発効された。RCEP（東アジア地域包括的経済連携）については、平成30年11月の首脳合意を受け、年内の妥結に向けた会合が継続的に開催されている。

(5) 農林水産畜産等国内産業に対する支援の強化【一部実現】

「農林水産分野におけるTPP等大綱を実現させるための予算」として、平成31年度予算に前年同水準の3,188億円が計上された。当該予算において、担い手確保や国

際競争力のある産地イノベーションの促進等が推進されるとともに、輸出に取り組む事業者への支援強化、輸出拠点・環境の整備等が行われる。平成31年度は「海外の需要拡大・商流構築に向けた取組の強化」等が新たな項目として措置されている。

3. まちづくりの推進、中心市街地の再生支援

(1) 地域コミュニティを支える中小小売店及び商店街の機能強化に対する支援の拡充

【実現】

(2) 魅力ある「まちづくり」の推進【一部実現】

平成31年度予算において、「地域まちなか活性化・魅力創出支援事業」（5億円）が予算措置された。

本事業は、魅力的な生活環境、商業・サービス業等の事業・起業環境や観光資源整備等の観点から、中心市街地・商店街を活性化するため、意欲ある地域における波及効果の高い複合商業施設等の整備や、全国商店街振興組合連合会が実施する組合の経営改善向上、組合事業に関する知識の普及を図るための教育、情報の提供に関する事業を支援する。

(3) 法人格を有する商店街振興組合等に対する支援の拡充【一部実現】

平成31年度予算において、「商店街活性化・観光消費創出事業」（50億円）が予算措置された。

本事業は、地域と連携して魅力的な商業・サービス業の環境整備等を行い、インバウンドや観光といった新たな需要を効果的に取り込む商店街の取組みを支援する。

(4) 外国人誘致（インバウンド）施策の支援の強化【一部実現】

平成31年度予算において「商店街活性化・観光消費創出事業」（50億円）が予算措置された。

本事業は、地域と連携して魅力的な商業・サービス業の環境整備に必要な取組み、インバウンド・観光需要を効果的に取込むイベント等の取組みや専門家派遣事業を通じて支援するものである。

また、平成31年度予算において「ローカルクールジャパン推進事業」（2億円）が予算措置された。

本事業は、ヒト・コト・モノ全体のブランディング・マーケティングから、ビジネスインバウンドを含めた外国人旅行者に向けたプロモーションまでを支援することで、地域へ人を呼び込む力を高めつつ、消費を促進すると同時に、当該ブランディング等に沿った中小企業等の商材・サービスの磨き上げ等を支援し、インバウンドとアウトバウンドの好循環の創出、各地の稼ぐ力の向上支援を実施する。加えて、観光客に消費行動を促す環境整備を行うための計画策定を支援する。

(5) 地域中小事業者等の活性化に対するハード・ソフト両面支援措置の拡充【一部実現】

平成31年度予算において、「商店街活性化・観光消費創出事業」（50億円）が予算措置された（再掲）。

本事業は、免税店対応設備の整備等のハード面の整備や外国人客向け文化等の体験イベントの開催等のソフト面の取組みを実施し、インバウンドや観光需要の取込み、商店街の集客力向上を図る。

- (6) 地域商店街と行政が一体となった街の活性化に対する取組み支援の拡充 **【未実現】**
現時点で特段の措置は講じられていない。
- (7) 地域貢献条例制定の推進 **【未実現】**
現時点で特段の措置は講じられていない。

Ⅲ. 震災復旧・復興支援、豪雨等による災害対策の拡充

【要望事項】

1. 震災、豪雨災害に対する復旧・復興の更なる推進

- (1) 復旧・復興対策の十分かつ柔軟な財政措置を講じるとともに、被災した中小企業組合及び中小企業・小規模事業者の経営再建、事業継続のための復旧・復興補助事業等に万全の措置を講じること。また、被災地の復興段階に応じた復興支援ニーズに柔軟かつ迅速に対応するとともに、復興後の経済発展を見据えた必要な予算を継続して措置すること。
- (2) 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（中小企業等グループ補助金）を継続するとともに、補助対象の拡大及び認定や設備の入替条件の緩和を行うこと。また、中小企業・小規模事業者の事情に配慮した迅速かつ弾力的な運用拡充・強化を図ること。
- (3) 被災事業者に対する貸付条件の緩和や手続きの簡素化、借入金の返済猶予など、資金調達の円滑化に向けてあらゆる方策を継続すること。
- (4) 復旧・復興工事に係る建設資材価格や人件費等については、実勢価格を下回ることがないように、設定単価変更の見直しを図ること。
- (5) 復旧・復興工事については、地域中小企業・小規模事業者への優先的な発注に努めるとともに、工事を効率的に進められるよう、中小企業組合等の組織化を奨励し、組合への一括発注について配慮すること。
- (6) 観光の分野においては、交通寸断及び風評被害の影響等により、インバウンドを含む観光客の減少等依然厳しい状況にあるため、長期的な復興を支える観光戦略の構築やふっこう割等、重層的な取組みに対する支援策を強化すること。
- (7) 全国各地で発生する恐れがある豪雨や暴風雨による甚大な被害に対して、迅速な「激甚災害」の適用を措置し、地方自治体が行う復旧・復興を力強く後押しするための支援策を講じること。
- (8) 被災事業者の負担軽減を図るための税制の特例措置を講じること。

2. 福島復興・創生に向けたきめ細かな対策の実施

- (1) 原発事故の完全収束に向けた確実な廃炉作業を実施すること。
- (2) 中間貯蔵施設の整備及び除染廃棄物搬入対策の加速化、原発事故による汚染水処理の早急な対応、除染対策の徹底を図ること。
- (3) 県産品のモニタリング検査の実施状況等、消費者等への放射能に関する正しい知識の普及に積極的に取り組み、安全性、観光地の安全情報など適切な情報発信を強化すること。
- (4) 被災中小企業・小規模事業者の事業再建等の自立に向け、安心して経済活動を行えるよう最大限の支援策を講じること。
- (5) 営業損害の一括賠償後の損害賠償の迅速かつ適切な実施に向けたきめ細やかな対策を実施するとともに、原発事故損害賠償制度の更なる周知を行うこと。

3. 地域の防災・減災対策の強化と国土強靱化の推進

- (1) 国土強靱化アクションプラン 2018 を着実に推進するとともに、地域計画の策定と実施が進むよう支援を拡充させること。また、安全なまちづくりに向けて、南海トラフ地震、首都直下型地震等に備える防災・減災対策を推進すること。
- (2) 中小企業や中小企業組合及び組合間が取り組むBCPの策定・運用に対する支援措置を積極的に推進すること。

【経過】

1. 震災、豪雨災害に対する復旧・復興の更なる推進

(1) 十分かつ柔軟な財政措置【実現】

東日本大震災復興特別会計においては、平成 31 年度予算 1 兆 4,781 億円が計上された。復興のステージの進展に応じて生じる課題に引き続き精力的に対応し、特に、心のケアや生業の再生といったきめ細かなソフト支援に引き続き注力するとしている。予算の概要は以下のとおり。

① 被災者支援 (614 億円)

避難生活の長期化、災害公営住宅等への移転、ふるさとへの帰還など被災者の生活再建のステージに応じて、コミュニティの形成・再生、見守りや心身のケア等の支援を切れ目なく実施する。併せて、被災者支援に携わる者への支援を引き続き実施する。

② 住宅再建・復興まちづくり (6,927 億円)

住宅再建に関する事業の進展等を踏まえつつ、復興まちづくりを進めるほか、復興道路・復興支援道路等の社会インフラの整備について、2020 年度の完工を目指し推進する。

③ 産業・生業（なりわい）の再生 (691 億円)

観光復興や人材確保、水産加工業の販路回復等のソフト支援に引き続き注力する。福島県への支援については、福島県農林水産業の再生、福島イノベーション・コースト構想の推進、原子力災害被災 12 市町村における事業再開・新規立地等に引き続き取り組む。

④ 原子力災害からの復興・再生 (6,486 億円)

避難指示が解除された区域での生活再開に必要な環境整備等を実施するとともに、風評払拭及び放射線に関するリスクコミュニケーションの取組みを引き続き実施する。また、中間貯蔵施設の整備等を着実に推進する。

ふくしま食品衛生管理モデル等推進事業（新規・1 億円）では、県産農水産物と同様に、未だ風評が払拭されていない県産加工食品に対し、「ふくしま食品衛生管理モデル」を導入し、事業者が消費者や取引先に対して行う安全性の確保に向けた取組みの情報発信を支援する。また、東京オリンピック・パラリンピックを見据えて国内外へ福島県産食品の安全情報の一つとして発信する。

平成 28 年熊本地震及び九州北部豪雨関連では、被災した地域の復旧・復興に向け、引き続き、災害復旧事業や防災・安全交付金等を活用し、道路、河川、砂防、港湾、鉄

道等の基幹インフラの整備や被災地の住宅再建・宅地の復旧等に対する支援を着実に推進するとしている。また、熊本県の平成31年度予算において、熊本地震からの復旧・復興の更なる加速化を図るため、①被災者の救済、生活支援、②産業復興支援、③社会・産業インフラの機能回復、④その他、総額761億円が計上され、大分県においても災害復旧事業及び災害関連事業が計上されている。

平成30年7月豪雨関連では、8月に経済産業省の予備費において、中小企業等グループ補助金(401億円)、商店街災害復旧等事業(20億円)、石油等製品販売業早期復旧支援事業(5.2億円)小規模事業者持続化補助金(53.5億円)、中小企業寄り添い型支援事業(3.4億円)、中国地方等の魅力発信による消費拡大事業(8.3億円)が予算化された。9月には国土交通省の予備費において、公共土木施設等の災害復旧等事業(567億円)、被災地における周遊旅行への支援を通じた観光需要の喚起(3億円)が予算化された。

北海道胆振東部地震関連では、9月に経済産業省の予備費において、北海道の魅力発信による消費拡大事業(9億円)が予算化された。また、北海道の平成31年度予算において、災害復旧費257億円が計上された。

11月には平成30年度第1次補正予算が成立し、平成30年7月豪雨への対応(5,034億円。うち中小企業等グループ補助金314億円、日本政策金融公庫等の被災中小企業者等への資金繰り支援924億円)、平成30年北海道胆振東部地震への対応(1,188億)、台風第21号・大阪北部地震等への対応(1,053億)などの措置が講じられた。

(2) 中小企業等グループ補助金の継続【実現】

これまでに発生した災害と併せて、新たに発生した災害に対する支援措置として継続して措置される。

東日本大震災関連では、平成30年12月までに、北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び千葉県で、713グループに5,091億円(うち国費3,394億円)の交付が決定されている。

熊本地震関連では、平成31年2月までに、熊本県(計26回)において503グループに対し1,373億円(うち国費915億円)、大分県(計15回)において16グループに対し31億円(うち国費21億円)、両県合わせて、519グループに対し1,404億円(うち国費936億円)の交付が決定されている。

平成30年7月豪雨関連では、予備費において401億円が予算化され、11月に成立した補正予算では314億円が予算化された。

(3) 資金調達の円滑化に向けた方策の継続【実現】

東日本大震災関連では、被害を受けた中小企業・小規模事業者に対して、資金繰りの円滑化及び事業の復興を支援するために日本政策金融公庫が行う「東日本大震災復興特別貸付」等について、平成31年度予算32億円が計上され、引き続き措置される。また、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構による、事業者再生計画づくりの支援、被災前の債務の整理・調整、事業の再生支援が引き続き行われる。

11月に成立した平成30年度第1次補正予算では、平成30年7月豪雨への対応(5,034億円)のうち、日本政策金融公庫等の被災中小企業者等への資金繰り支援924億円が計上された。

セーフティネット保証4号の指定による資金繰り等の支援については、平成31年3月時点で、平成28年熊本地震、平成30年北海道胆振地方中東部を震源とする地震、平成30年大阪府北部を震源とする地震、平成30年台風第21号による災害、平成30年7月豪雨による災害、平成30年霧島山における火山活動、平成30年大島大橋の損傷の各災害について措置されている。

(4) 復旧・復興工事における設定単価変更の見直し【一部実現】

平成31年1月16日、国土交通省より、熊本地震の復旧・復興工事において、円滑な施工の確保に万全を期すため、予定価格の設定に当たっての復興係数（共通仮設費1.4倍（阿蘇・上益城）・1.1倍（その他の県内）、現場管理費1.1倍）・復興歩掛（土工の日当たり標準作業量を20%低下する補正の設定）の平成31年度の継続が発表された。

(5) 復旧・復興工事における中小企業組合への配慮【未実現】

復旧・復興工事の加速化が進められているが、発注に当たっての特段の支援措置は講じられていない。

(6) 観光の分野に関する支援策の強化・拡充【実現】

平成30年7月豪雨関連では、8月に経済産業省の予備費において、「中国地方等の魅力発信による消費拡大事業」（8.3億円）が予算化された。同事業では、①支援対象地域の更なる観光消費増大を目指す自治体や団体等が実施・開催する地域資源（地域産品・サービス・イベント等）の磨き上げ、観光産業の発展に関するセミナー、講演会、ワークショップ又はコンサルティング等に対する専門家派遣支援、②観光客を呼び込み地域の消費額を増大させるため、支援対象地域の事業者等を対象に、国内・国外へ発信できる「商材・サービス」を幅広く公募し、採択事業者等には事務局が担当プロデューサーを立て、販路開拓やPRなど事業者等のニーズを踏まえアドバイスや支援事業を行った。また、9月には国土交通省の予備費において、被災地における周遊旅行への支援を通じた観光需要の喚起（3億円）が予算化された。同事業では、周遊旅行の促進、ボランティア活動の促進、代替的交通手段の活用による旅行促進の各事業が実施された。

北海道胆振東部地震関連では、9月に経済産業省の予備費において、「北海道の魅力発信による消費拡大事業」（9億円）が予算化された。同事業では、被災地コンテンツのプロモーション等の支援、被災事業者等販路開拓支援事業、商店街にぎわい回復事業が実施された。

(7) 豪雨等による災害に対する激甚指定措置の加速化と支援策の拡充【実現】

平成30年度は以下の災害が激甚災害として指定され、併せて当該災害に対する適用措置を指定する政令が公布・施行された。

- ① 平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨による災害（台風第5号、第6号、第7号及び第8号並びに平成30年7月豪雨など梅雨前線等による一連の災害）（本激）

7月24日閣議決定、7月27日公布・施行

② 平成30年8月20日から9月5日までの間の暴風雨及び豪雨による新潟県岩船郡粟島浦村等の区域に係る災害（台風第19号、第20号及び第21号等による一連の災害）（局激）

9月28日閣議決定、10月1日公布・施行

③ 平成30年北海道胆振東部地震による災害（9月6日発生）（本激及び局激）

9月28日閣議決定、10月1日公布・施行

④ 平成30年9月28日から10月1日までの間の暴風雨による災害（台風第24号による災害）（本激及び局激）

11月30日閣議決定、12月5日公布・施行

（8）被災事業者の負担軽減を図るための税制特例措置の延長等【実現】

平成30年度末をもって適用期限を迎える、被災代替資産等の特別償却の特例、被災自動車等の代替取得に係る車体課税の特例、被災した償却資産に代わるものとして取得又は改良した償却資産に対する固定資産税の特例について、平成31年度税制改正において延長等がなされ、引き続き支援が措置されることとなった。

2. 福島の復興・創生に向けたきめ細かな対策の実施

（1）原発事故の完全収束に向けた確実な廃炉作業の実施【一部実現】

福島第一原子力発電所の廃炉作業では「福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」に基づき、汚染水対策、使用済燃料プールからの燃料取り出し、燃料デブリ取り出し、廃棄物対策などが進められている。平成31年2月に行われた廃炉・汚染水対策チーム会合／事務局会議の資料では、使用済燃料プールからの燃料取り出しについては、4号機は完了、3号機の取り出し開始が平成31年3月、1～2号機の取り出し開始が平成35年度（2023年度）とされている。燃料デブリについては、平成31年度内に初号機からの取り出し方法を確定するとされている。汚染水対策については、①汚染水を取り除く、②汚染水を近づけない、③汚染水を漏らさないの3つの基本方針に基づき進められている。

（2）中間貯蔵施設の整備及び除染廃棄物搬入対策の加速化、汚染水処理の対応、除染対策の徹底【一部実現】

福島県内では、平成30年3月、帰還困難区域を除き、全ての市町村で面的除染が完了した。除去土壌等については、平成31年度（2019年度）には身近な場所から仮置場をなくすことを目指し400万m³程度輸送し、平成33年度（2021年度）までに、仮置きされている除去土壌等（帰還困難区域を除く）の中間貯蔵施設への搬入完了を目指すとしている。また、輸送量の段階的な拡大に向けて、高速道路や周辺道路の整備を行うとともに、輸送に当たっての安全対策を徹底するとされている。

中間貯蔵施設については、30年以内の県外最終処分までの間、安全に集中的に管理・保管するために整備されており、平成29年6月には除去土壌等の分別処理を開始し、同年10月には土壌貯蔵施設への分別した土壌の貯蔵を開始した。引き続き、減容化施設や廃棄物貯蔵施設等の整備が進められている。

(3) 適切な情報提供による風評払拭・風化防止対策の継続【一部実現】

福島県の風評対策については、これまでの取組みが一定の成果を上げている一方、いまだ 24 の国や地域で輸入規制が継続されているなど、原発事故の影響は依然として根強く残っている。福島県では、引き続き風評払拭と風化防止に向け、情報発信を行う。平成 31 年度は、食の魅力発信とインバウンド対策を融合させた新たな施策を展開し、誘客の促進と海外を見据えた県産品の販路拡大を目指すとともに、国内外からの観光誘客を図るため、全県域で展開する観光キャンペーンなどを国や自治体と連携して進める。さらに、販路回復や拡大に向け、パッケージングやブランド力強化に積極的に取り組むとともに、加工食品の信頼性を確保するため、食品製造加工施設の衛生管理手法、HACCP と放射性物質管理の情報発信を合わせた「ふくしま食品衛生管理モデル」の導入支援を実施する。2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会については、復興五輪として、支援に対する感謝の気持ちと力強く復興への歩みを進める福島県の姿を発信できるよう、組織委員会や関係団体等と連携し、しっかりと準備を進めて行くとしている。

(4) 被災中小企業・小規模事業者の事業再建等の自立に向けた最大限の支援策

【実現】

福島県では新産業創造プロジェクト、中小企業等復興プロジェクト、農林水産業再生プロジェクトなどが進められる。新産業創造プロジェクトでは、「ハイテクプラザ南相馬技術支援センター」を新設し、ロボット産業を始めとした相双地域等の産業振興に向け、県内企業への技術支援や研究開発体制を強化を行うなど、人材育成や研究開発から事業化までの継続的な支援などにより、関連産業の育成・集積に取り組み、経済・産業の力強い再生を進める。中小企業等復興プロジェクトでは、喫緊の課題となっている事業承継に対する取組みとして、新たに後継者を対象とした知識・ノウハウを習得するための研修会等を実施するほか、事業承継等の取組みに対する支援や専門家の派遣、必要な資金の融資など、関係団体等と共に力を合わせ、オールふくしまの体制で積極的に推進する。農林水産業再生プロジェクトでは、新規就農者が 4 年連続で 200 名を超え、再生への歩みを着実に進める中、引き続きオリジナル品種の開発や ICT を活用した省力化等による生産性向上を図ることはもとより、企業等の参入支援を含めた担い手確保・育成、さらには認証 GAP や水産エコラベルの取得を通じた消費者の信頼回復と産地競争力の強化を推進する。また、平成 31 年 4 月に福島大学食農学類が開設されることから、地域課題を解決する講座運営の支援や、人材育成に係る相互協力に取り組み、農林水産業の再生と成長産業化に向けた共働きを進めて行くとしている。

(5) 原発事故損害賠償の確実かつ完全な実施【一部実現】

平成 28 年 12 月 20 日に閣議決定された「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」に基づき、被災者・被災企業への賠償は、引き続き、東京電力の責任において適切に行われる。また、除染特措法 11 に基づく除染・中間貯蔵施設事業の費用は、復興予算として計上した上で、事業実施後に、環境省等から東京電力に求償することとなる。東京電力において必要となる資金繰りは、引き続き、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法)に基づき、支援機構への交付国債の交付・償還により支援される。

以上に基づき行われている東京電力からの損害賠償の支払い額は、平成 31 年 3 月時点で、総額 8.7 兆円となっている。

3. 地域の防災・減災対策の強化と国土強靱化の推進

(1) 国土強靱化計画の推進【実現】

平成 26 年に策定された国土強靱化基本計画は、平成 30 年 8 月の脆弱性評価、11 月の重要インフラの緊急点検を経て、12 月に見直しが行われた。見直しの内容は、①災害から得られた知見の反映、②社会情勢の変化等を踏まえた反映、③災害時に重要なインフラ整備、耐震対策・老朽化対策、BCP の普及などは、引き続き推進、④重点化すべきプログラム等 20 プログラムの選定、⑤防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策とされている。そのうち⑤の 3 か年緊急対策は、防災のための重要インフラ等の機能維持及び国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持の観点から、国土強靱化基本計画における 45 のプログラムのうち、重点化すべきプログラム等 20 プログラムに当たるもので、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策について、平成 30～32 年度（2020 年度）の 3 年間で集中的に実施するとされている。事業規模は概ね 7 兆円程度が目途とされ、財政措置に加え、財政投融资のほか、民間事業者等による事業が想定されている。

地方自治体においても国土強靱化地域計画の策定が進められ、平成 31 年 2 月 1 日時点で 46 都道府県が策定済み・1 県が策定中、90 市区町村が策定済み・92 市町村が策定中となっている。

また、中小企業庁において中小企業強靱化研究会が開催され、全国中央会は委員として参画した。同研究会は平成 30 年 11 月～平成 31 年 1 月までに 5 回開催された後、中間取りまとめが行われ、事業継続のための取組みに対する公的な認定制度の創設とインセンティブの付与、商工会・商工会議所を始め、中小企業・小規模事業者を取り巻く多様な関係者による働きかけ・支援により、今般変更された国土強靱化基本計画に沿って、中小企業・小規模事業者の災害への備えの抜本的強化を図るとされた。また、認定制度の創設と対策の強化のため、中小企業強靱化法案を提出することを目指すとした。

その後、同法案（中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律案）は 2 月 15 日に国会に提出され、現在審議されている。

(2) 事業継続計画（BCP）の策定の促進等【実現】

前記の中小企業強靱化法案により、中小企業が行う防災・減災の事前対策に関する計画を国が認定し、認定を受けた者に対し、支援措置が講じられる。概要は以下のとおり。

- ① 経済産業大臣は、中小企業の防災・減災対策に関する指針を策定。
 - ・ 中小企業に求められる事前の防災・減災対策の内容
 - ・ 中小企業を取り巻く関係者に期待される協力の内容
- ② 事業者は、防災・減災の事前対策に関する計画を策定し、経済産業大臣に申請。
 - ・ 自然災害が事業活動に与える影響の認識（被害想定等）
 - ・ 体制の構築

- ・事前対策の内容
- ・事前対策の実効性の確保に向けた取組
- ③ 認定を受けた事業者に対し、例えば以下のような支援措置を講じる。
 - ・低利融資、信用保証枠の拡大等の金融支援
 - ・防災・減災設備に対する税制措置
 - 平成 31 年度税制改正において、「中小企業防災・減災投資促進税制」が創設され、防災・減災に資する機械装置、器具備品、建物附属設備を取得した場合に、取得価額の 20% の特別償却が可能となる。
 - ・補助金の優先採択

また、本制度を踏まえ、中小企業を取り巻く関係者に期待される取組みとして、普及・啓発活動の実施、人材の育成等、金融機関による防災・減災活動に対する融資枠の設定や低利融資等、損害保険会社によるリスクに応じた保険料の設定等、保険商品の開発等があげられている。

IV. 中小企業・小規模事業者の積極的な事業活動を支える環境整備

1. 中小企業金融施策の拡充

【要望事項】

1. 中小企業の資金調達の円滑化

- (1) 中小企業の多様なニーズに沿った各種金融支援策を拡充・継続すること。特に、被災地域への総合的な支援に加えて、原材料・エネルギーや人手不足等に伴う人件費などの経営コスト高騰等の影響を受けた中小企業・小規模事業者に対する資金繰り支援や、生産性向上や新規事業展開のための設備投資、新たな活力を生み出す創業資金、円滑な事業承継支援等の資金需要に引き続き万全の措置を講じること。
- (2) 信用保証協会の基金補助金を十分確保し、中小企業・小規模事業者の経営安定化を図るセーフティネット保証を最大限活用すること。
- (3) 中小企業・小規模事業者の経営改善計画策定を支援するなど、金融機関によるコンサルティング機能をより一層発揮することで中小企業金融円滑化法期限後の出口戦略を継続すること。また、自治体の損失補償付制度融資等における求償権放棄に向けた働きかけを一層強化し、中小企業の円滑な再生への取組みを継続すること。
- (4) 商工中金について、「在り方検討会」の中間報告を踏まえながら、経営上の課題に直面している中小企業・小規模事業者や中小企業組合に対して、単なる融資に止まらない親身かつ前向きな支援が安定的に行われるよう必要な措置を講じること。
- (5) 日本政策金融公庫の公的金融機関としての役割が引き続き的確に発揮されるよう、十分な措置を講じること。
- (6) 協同組織金融機関である信用組合の地域金融機能を堅持すること。特にゆうちょ銀行の預入限度額再引上げについては、小規模事業者等への円滑な資金供給等に支障を生じさせないよう、慎重に対応すること。
- (7) 高度化融資制度の活用拡大を図ること。既存融資については、条件変更等に柔軟に対応するほか、利用手続きの簡略化などの利便性向上を行うこと。新規融資については、借換えや防災資金等に対する新たな制度や、都道府県の財政負担のない中小企業基盤整備機構自らが融資する制度等を創設すること。
個人保証については、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、弾力的に運用すること。
- (8) マル経融資（小規模事業者経営改善資金融資制度）の一層の拡充を行うこと。
- (9) 中小企業倒産防止共済金の貸付を受けた者に対する貸付時の共済金額の10分の1控除を廃止し、共済加入者の負担を軽減すること。また、共済加入後6カ月未満の貸付制限を見直し、突発的な取引先の倒産にも万全なサポートを行う制度とすること。

2. 成長戦略を実現するための金融支援の実施

- (1) 経営者の個人保証に過度に依存しない融資慣行をより一層推進するよう、引き続き各金融機関・信用保証協会に対して、「経営者保証に関するガイドライン」の遵守を促すこと。
- (2) 中小企業の設備投資及び新事業展開等のための新たな資金ニーズの対応について万全を期すため、経営革新等支援機関と国、自治体、専門家との連携体制を維持、強化すること。
- (3) 信用保証協会について、中小企業支援機関との連携を強化するとともに、審査の弾力化、審査期間の短縮や迅速な手続き、事務の簡略化、各種保証制度のPRの拡充等を図ること。
- (4) 地域金融機関が中小企業・小規模事業者の事業価値を見極める「目利き能力」を高めることで事業性を評価する融資を推進し、地域密着型金融への取組みを積極的に展開すること。

【経過】

1. 中小企業の資金調達の円滑化

(1) 各種金融支援策の継続・拡充【実現】

平成31年度経済産業省関係予算に、1,117億円の中小企業対策費が計上された。中小・小規模事業者関係予算における重点項目の1つとして生産性向上と人手不足への対策が掲げられており、その内数として中小企業生産性革命推進事業等の予算が平成31年度当初と平成30年度補正の合算で1,574億円措置された。

被災地域の復興についても、グループ補助金や持続化補助金等の支援策が引き続き措置されたほか、新たに中小企業等強靱化対策や中小企業防災・減災促進税制等が措置された。

(2) セーフティネット保証の要件の維持・拡充【実現】

改正中小企業信用保険法が平成30年4月に施行された。全国的に業況の悪化している業種に属する中小企業・小規模事業者を支援するセーフティネット保証（5号）については、保証割合が原則80%となったが、新たなセーフティネットとしての危機関連保証の創設、特別小口保険の付保限度額拡充、創業関連保証の付保限度額拡充等が措置されたほか、信用保証協会と金融機関の連携による中小企業の経営改善・発達支援の強化等の措置が盛り込まれた。

また、平成31年度予算において、中小企業信用補完制度関連補助・出資事業として59億円（対前年度比マイナス2億円）が計上された。

(3) 中小企業金融円滑化法後の出口戦略の継続【一部実現】

平成30年6月末時点で、金融機関における中小企業向け貸付条件の変更申込件数に対する実行割合は97.2%と、法律の期限切れ後も変化はない。また、改正中小企業信用保険法において信用保証協会と金融機関の連携による中小企業の経営改善・発達支援の強化等の措置が盛り込まれるなど、出口戦略は着実に進展している。

自治体の損失補償付制度融資等における求償権放棄については、信用保証協会連合会が存在し、同制度融資がある都道府県・市（計51自治体）のうち、平成31年3月末

時点で条例制定済の自治体数は24に留まっている（制度融資がなく制定不要自治体数9、未制定自治体数18）。

（4）商工中金の役割・機能の強化【一部実現】

商工中金は、平成30年5月に「いわゆる民業補完の趣旨を踏まえた持続可能なビジネスモデルの策定・実行」や「取締役会の強化や外部人材の登用を含む新たな経営管理体制の構築」にかかる業務の改善計画を経済産業省に提出し、平成30年10月には「商工中金経営改革プログラム」を公表した。

地域の中小企業は、資金繰りの改善や事業承継・事業再生などを必要とする企業や、創業や海外展開・新事業進出等のリスクの高い事業に取り組もうとする企業が多く存在している。商工中金には、新たなビジネスモデルの実現に向けた改革をしっかりと進め、経営上の課題に直面している中小企業組合及び組合員である中小企業・小規模事業者等に対して、単なる融資に止まらない親身かつ前向きな支援が安定的に行われるよう必要な措置が講じられることを引き続き要望していく。

（5）日本政策金融公庫の公的金融機関としての機能の維持・強化【実現】

平成31年度予算において、基準利率と特別利率の利率差及び金利引下げ分について財政措置を行うことで、創業や新事業の展開、事業承継などの重点政策課題に取り組む中小企業や、社会的・経済的環境の変化等の影響を受けている中小企業の資金繰りの円滑化を図る措置が、前年度と同水準で措置された。

（6）信用組合に対する支援強化【一部実現】

平成29年度税制改正において、協同組合等が保有する連合会等への普通出資に係る配当について、100分の50が益金不算入になるなど、経営体質強化を支援する措置が織り込まれている。

ゆうちょ銀行については、平成30年12月に政府の郵政民営化委員会が貯金限度額を1,300万円から計2,600万円に倍増させる意見書を公表したことから、引き続き経過を注視しながら要望活動を継続する。

（7）高度化融資制度の活用拡大【未実現】

中小企業基盤整備機構自らが卸商業団地及び都道府県等に融資する形での高度化融資制度等は実現していない。個人保証の弾力的運用については、金融専門委員会において中小企業庁金融課に直接要望した。

（8）小規模事業者経営改善資金融資制度の拡充・強化【実現】

平成31年度予算において、前年度同額の42.5億円が計上された。

（9）倒産防止共済の貸付制度の見直し【未実現】

貸付時に共済金額の10分の1を控除する制度の見直し等には至っていない。

2. 成長戦略を実現するための金融支援の実施

（1）経営者保証ガイドラインの周知徹底と個人保証に過度に依存しない融資慣行の普及【実現】

新規融資に占める経営者保証に依存しない融資割合は増加基調で推移。

	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		増減	
	件数	件数	件数	金額	件数	金額	件数	金額
政府系	32%	50%	34%	52%	36%	53%	+2%	+1%
民間	14%	—	16%	—	19%	—	+3%	—

平成 31 年度予算において、「よろず支援拠点」を活用し、中小企業が抱える経営課題に対応するワンストップ相談対応を行うとともに、高度な課題に対応する専門家の派遣や、経営者保証ガイドライン等の周知・普及を行うための「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」が前年度と同水準で織り込まれた。

(2) 経営革新等支援機関と国、自治体、専門家の連携強化【実現】

平成 29 年 6 月 1 日に中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会において取りまとめられた「中小企業支援機関の能力向上・役割分担の明確化・連携強化」等の在り方にかかる中間整理において、よろず支援拠点が核となり経営革新等支援機関が連携を促進することが重要であることが明記され、各種取組みが進められている。今後もより効率的で効果的な体制の整備を要望していく。

(3) 信用保証協会の審査の弾力化、迅速な手続き、各種保証制度のPRの拡充等

【一部実現】

平成 28 年 12 月に、中小企業政策審議会の金融ワーキンググループで示された方向性では、保証協会におけるシステム・事務手続の簡素化等の業務の効率化を進めることの重要性が示され、平成 30 年 7 月より同ワーキンググループの活動が再開された。平成 30 年 4 月に改正中小企業信用保険法が施行されたことも踏まえ、審査の一層の弾力化・事務の簡略化・各種保証制度のPRの拡充等を引き続き要望していく。

(4) 地域密着型金融の推進【実現】

平成 28 年 9 月に金融庁は、金融機関が取引先企業の事業の実態をよく理解し、融資やコンサルティングに取り組むことによりそのニーズや課題に適切に応えていくことを目的として「金融仲介機能のベンチマークについて」を公表した。

平成 30 年 1 月には「経営者保証ガイドラインQ&A」を改定し、事業性評価を踏まえた運用に係るQ&Aを追加した。

事業性を評価する代表的なツールである「ローカルベンチマーク」については、全国中央会も活用戦略会議に委員として参画しており、今後一層の活用を推進していく。

2. 中小企業・組合税制の拡充

【要望事項】

1. 中小企業の活力を維持するための税制の強化

- (1) 中小法人の法人税の軽減税率について、税率の引下げと適用所得金額の撤廃を行ったうえで、その措置を恒久化すること。
- (2) 生産性向上特別措置法による先端設備導入計画に基づく固定資産税の軽減措置について、中小企業組合を対象にしたうえで、恒久化すること。
- (3) 中小企業経営強化税制の適用期限を延長すること。
- (4) 中小企業投資促進税制の適用期限を延長すること。
- (5) 商業・サービス業・農林水産業活性化税制の適用期限を延長すること。
- (6) 地域未来投資促進税制の適用期限を延長すること。
- (7) 研究開発税制を拡充したうえで、適用期限を延長すること。
- (8) 信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減の適用期限を延長すること。
- (9) 外形標準課税の中小企業への適用拡大は絶対に行わないこと。法人事業税の課税の更なる拡大は行わないこと。
- (10) 留保金課税の中小企業への拡大は行わないこと。
- (11) 減価償却制度の定率法を廃止せず、定額法への統一は行わないこと。また、法定耐用年数の大幅な短縮や減価償却制度の簡素化を図ること。
- (12) 中小企業の欠損金の繰越控除の利用を制限しないこと。
- (13) 前向きな設備投資を阻害する償却資産に係る固定資産税と事業所税は廃止すること。
- (14) 印紙税を早急に廃止すること。
- (15) ガソリン税の特例税率を廃止すること。
- (16) 車体課税を抜本的に整理し軽減すること。
- (17) 個人事業税の事業主控除額（290万円）の引上げと、65万円の青色申告控除の拡充を図ること。
- (18) 退職給付引当金や賞与引当金等の損金算入規定を見直すこと。
- (19) 役員給与は原則、全額損金算入とすること。
- (20) 自社利用目的のソフトウェア（無形固定資産）の償却年数を、現行の5年から3年に短縮すること。
- (21) 創業後5年間の法人税・社会保険料・登録免許税等の減免など創業時の中小企業の税制上の負担軽減措置を拡充すること。
- (22) 生産・製造工程などで使用する軽油に対する軽油引取税の免税措置を恒久化すること。
- (23) 中小企業が海外展開するため、受取配当金を全額益金不算入とし、海外展開に必要な市場開拓、販売促進に係る費用等を税額控除とする措置を講じること。
- (24) 各種政策的補助金による一時的収入は益金不算入とすること。
- (25) 産業廃棄物税の減免措置を図ること。
- (26) 地球温暖化対策税の用途拡大を行わないこと。

2. 事業承継税制の拡充を含む事業承継支援措置の拡充

- (1) 個人事業者等の事業用資産に係る承継時の負担軽減を図る特例措置を講じること。
- (2) 取引相場のない株式評価方法については、中小企業の実態を適切に反映した評価となるよう、抜本的に見直すこと。
- (3) M&A（親族外承継）を円滑化するための措置を講じること。

3. 消費税対策の継続・強化

- (1) 複数税率及び適格請求書等保存方式（「インボイス方式」）については、十分な時間をかけて検証し、廃止を含めた慎重な対応をすること。
- (2) 消費税の外税表示は、事業者が選択できるよう、恒久化すること。
- (3) 個別消費税（ガソリン税、自動車取得税、酒税、タバコ税）や印紙税に係る消費税の二重課税は早期に解消すること。
- (4) 消費税の適正かつ円滑な価格転嫁を図るための監視を引き続き徹底すること。
- (5) 消費税の申告については、法人税法及び地方税法同様に「1カ月の申告期限の延長措置」を講じるとともに、法人税及び消費税の納税期間を3カ月に延長すること。また、消費税の中間申告の回数については事業者の任意選択を認めること。
- (6) 中小事業者の消費税の事業者免税点を引上げ、簡易課税制度の適用事業者の範囲を拡大すること。
- (7) 外国人旅行者向け消費税免税制度について、中小企業の利用促進を図るための電子情報化等の手続きの一層の簡素化を図ること。

4. 地域の活性化に資する中小企業の負担軽減

- (1) 商業地における空き店舗を活用した所有者に対する固定資産税・都市計画税の減免措置を講じること。
- (2) 商業地等の宅地に係る固定資産税の負担調整措置を継続するとともに、地価が下落している場合は固定資産税の評価額に修正を加えることができる特例措置を図ること。
- (3) 輸入原材料価格の安定化を図るため、関税制度の見直しを図るとともに、政府売り渡し価格決定に際しては、中小食品製造業の不利益につながらないように十分に配慮すること。

5. 組合関係税制の強化

- (1) 中小企業組合の法人税の軽減税率について、企業組合、協業組合をも対象とし、税率の引下げと適用所得金額の撤廃を行ったうえで、その措置を恒久化すること。
- (2) 信用協同組合の貸倒引当金の繰入限度額を貸倒実績率又は法定繰入率を用いて算出した繰入限度額の10%増しとする措置の適用期限を延長すること。
- (3) 火災等共済組合等の異常危険準備金の損金算入を認める特例措置の適用期間を延長すること。
- (4) 効率的に設備過剰の解消を図るよう、中小企業組合が計画した設備廃棄、設備集約化に対する減免措置を講じること。
- (5) 企業組合において設立後5年間法人税を免除するなどの税制措置を講じること。
- (6) 組合員の倒産等により、団地組合が団地内不動産をやむなく一時取得する場合の登録免許税・不動産取得税及び固定資産税について減免措置を講じること。

- (7) 事業協同組合等に対する法人住民税（均等割）について、法人税と同様に一律の軽減税率を適用すること。
- (8) 公共・公益性のある共同施設への固定資産税等の減税措置を図ること。
- (9) 共同施設の借入金償還に係る賦課金と減価償却費との差額への非課税措置を講じること。
- (10) 高度化資金の返済金や高度化資金で建設した施設の修理費等を中小企業組合が積立金に繰り入れたときは、全額損金算入できるようにすること。
- (11) 中小企業組合の事業活動に必要な寄附金について、被災地の組合を支援する組合及び組合員による義援金を寄附金控除対象とすること。

6. 納税環境整備等

- (1) マイナンバー制度の導入に伴い、安全管理措置に必要となるセキュリティ対策への支援措置を強化すること。
- (2) 税法上の中小企業の基準の見直しを行う場合には、明確性を維持しつつ実態を踏まえた検討を行い、中小企業基本法の定義と同様に、資本金1億円以下から3億円以下へと拡大すること。

【経過】

平成31年3月27日、所得税法等の一部を改正する法律等が成立した。概要は以下のとおり。

I 個人所得課税

- ・住宅ローン控除の拡充
消費税率の引上げに際し、需要変動の平準化の観点から、住宅に関する税制上の支援策を講じる。

II 資産課税

- ・個人事業者の事業承継税制の創設
新たな個人事業者の事業承継税制を、10年間の時限措置として創設する（現行の事業用の小規模宅地特例との選択適用）。
- ・事業用の小規模宅地特例の見直し
相続前3年以内に事業の用に供された宅地については、本特例の対象から除外する。ただし、当該宅地に該当する場合であっても、当該宅地の上で事業の用に供されている償却資産の価額が、当該宅地の相続時の価額の15%以上であれば、本特例の適用対象とする。
- ・教育資金の一括贈与非課税措置の見直し
- ・結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直し

III 法人課税

- ・イノベーション促進のための研究開発税制の見直し
研究開発の質を向上させ、積極的な開発投資を促す観点から、メリハリをつけた見直しを行う。

- ・中堅・中小企業による設備投資等の支援

中小企業者等の法人税率の特例及び中小企業投資促進税制等の延長等、地域未来投資促進税制の見直し、中小企業における災害に対する事前対策のための設備投資に係る税制上の措置を行う。

IV 消費課税

- ・車体課税等の見直し

自動車税の税率引下げ（恒久減税）、需要平準化対策に係る環境性能割の臨時的軽減、自動車重量税のエコカー減税の見直しを行う。

- ・外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し（臨時販売場制度の創設）

V 国際課税

- ・BEPS（税源浸食と利益移転）プロジェクトを踏まえた対応

VI 納税環境整備

- ・金地金等の密輸に対応するための消費税における仕入税額控除の見直し
- ・経済取引の多様化等に伴う納税環境の整備（情報照会手続の整備）

現行実務上行われている事業者等に対する任意の照会について税法上明確化する。高額・悪質な無申告者等を特定するため特に必要な場合に限り、事業者等に対する情報照会を行うことができることとする。ただし、適正かつ慎重な運用を求める観点から、照会できる場合及び照会情報を必要最小限の範囲に限定するとともに、相手方となる事業者等が不服申立てを行うことも可能とする。

- ・電子帳簿保存及びスキャナ保存制度の見直し

新たに業務を開始した個人の電子帳簿保存等の承認申請書の提出期限を柔軟化する。一定の公益社団法人が認証したソフトウェアを使用する場合には、電子帳簿保存等の承認申請手続を簡素化する。承認以前に作成・受領をした領収書等について、所轄税務署長への届出書の提出等の一定の要件の下、書類の種類ごとに一度に限りスキャナ保存を行うことができることとする。

全国大会の決議内容と大綱の対応状況は以下のとおり。

1. 中小企業の活力を維持するための税制の強化

(1) 中小法人の法人税の軽減税率の引下げ及び恒久化【実現】

法人税率の軽減措置（年800万円以下の所得金額について、本則19%を15%に軽減する措置）について、適用期限が平成32年度末まで2年間延長された。

(2) 生産性向上特別措置法による支援の拡充【未実現】

先端設備導入計画に基づき機械装置等を取得等した場合に、固定資産税が最大3年間ゼロになる特例措置（適用期限は平成32年度末）については、改正は行われなかった。

(3) 中小企業経営強化税制の適用期限の延長【実現】

中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得等した場合に、即時償却又は取得価額の10%の税額控除（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）が選択適用できる措置について、働き方改革に資する設備（休憩室

に設置される冷暖房設備や作業場に設置されるテレワーク用PC等)も適用対象であることを明確化したうえで、適用期限が平成32年度末まで2年間延長された。なお、固定資産税を1/2に減免する措置については、平成30年度末で廃止された。

(4) 中小企業投資促進税制の適用期限の延長【実現】

一定の設備投資を行った場合に、30%の特別償却又は7%の税額控除(税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者等に限る)の適用を認める措置について、適用期限が平成32年度末まで2年間延長された。

(5) 商業・サービス業・農林水産業活性化税制の適用期限の延長【実現】

経営改善指導等に基づき、一定の建物附属設備又は器具・備品を取得した場合に、30%の特別償却又は7%の税額控除(税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者等に限る)を認める措置について、適用期限が平成32年度末まで2年間延長された。なお、経営改善指導等を受けたことを明らかにする書類において、設備投資と経営改善によって年2%以上の売上高又は営業利益の伸びが達成できると見込まれることを明記することが要件に追加された。

(6) 地域未来投資促進税制の適用期限の延長【実現】

都道府県知事(官民連携体については国)が承認した地域経済牽引事業計画に基づき設備投資を行った場合に、一定の特別償却又は税額控除を認める措置について、適用期限が平成32年度末まで2年間延長された。

(7) 研究開発税制の拡充及び適用期限の延長【実現】

試験研究費の12%を税額控除することができる措置の上乗せ措置として、試験研究費増加割合が8%を超えた場合に最大で試験研究費の17%、法人税額の35%まで控除可能となる措置について、適用期限が平成32年度末まで2年間延長された。

(8) 信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の軽減税率の延長【実現】

適用期限が平成32年度末まで2年間延長された。

(9) 中小企業への外形標準課税の適用拡大反対【実現】

中小企業への適用拡大は行われなかった。

(10) 中小企業への留保金課税の拡大反対【実現】

中小企業への留保金課税の拡大は行われなかった。

(11) 減価償却制度の定額法への統一反対【実現】

定額法への統一は見送られた。

(12) 欠損金の繰越控除の利用制限反対【実現】

利用の制限はなされなかった。

(13) 固定資産税と事業所税の廃止【未実現】

廃止はされなかった。

(14) 印紙税の早急な廃止【未実現】

廃止はされなかった。

(15) ガソリン税の特例税率廃止【未実現】

廃止はされなかった。

- (16) **車体課税の抜本的見直し及び軽減【未実現】**
 抜本的見直しは行われなかった。なお、平成31年10月1日より、従来の自動車税は自動車税種別割となり、消費税率引上げ時に廃止される自動車取得税の代わりに自動車税環境性能割が導入される。
- (17) **個人事業税の事業主控除額の引上げ及び青色申告控除の拡充【未実現】**
 拡充はされなかった。
- (18) **退職給付引当金や賞与引当金等の損金算入規定の見直し【未実現】**
 見直しはされなかった。
- (19) **役員給与の全額損金算入【未実現】**
 見直しはされなかった。
- (20) **自社利用目的のソフトウェア（無形固定資産）に係る償却年数の短縮【未実現】**
 見直しはされなかった。
- (21) **創業時の税制上の負担軽減措置の拡充【未実現】**
 拡充はされなかった。
- (22) **軽油引取税の免税措置の恒久化【未実現】**
 恒久化はされなかった。
- (23) **海外展開のための受取配当金の全額益金不算入及び費用等の税額控除措置【未実現】**
 特段の措置は講じられなかった。
- (24) **各種政策的補助金の益金不算入【未実現】**
 特段の措置は講じられなかった。
- (25) **産業廃棄物税の減免措置【未実現】**
 特段の措置は講じられなかった。
- (26) **地球温暖化対策税の用途拡大反対【未実現】**
 見直しはされなかった。

2. 事業承継税制の拡充を含む事業承継支援措置の拡充

- (1) **個人事業者等の事業用資産に係る承継時の負担軽減の特例措置【実現】**
 個人事業者の事業承継税制が創設された。
 ① 既存の事業用小規模宅地特例との選択適用を前提とした10年間の時限措置。
 ② 法人の事業承継税制と同様、承継計画を作成して確認を受ける仕組みで、承継後は事業・資産保有の継続について定期的な確認が行われる。
- (2) **取引相場のない株式評価方法の抜本的見直し【未実現】**
 見直しは行われなかった。
- (3) **M&A（親族外承継）を円滑化するための措置【実現】**
 将来的なM&Aに向けた磨き上げ支援等を行う事業承継ファンドから出資を受けた場合の、みなし大企業の規定が見直された。

3. 消費税対策の継続・強化

- (1) **複数税率及び適格請求書等保存方式（「インボイス方式」）の廃止を含む慎重な対応【未実現】**

特段の措置は講じられなかった。

(2) **消費税の外税表示の恒久化【未実現】**

適用期限（平成32年度末）については、改正は行われなかった。

(3) **個別消費税（ガソリン税、自動車取得税、酒税、タバコ税）や印紙税に係る消費税の二重課税の早期解消【未実現】**

特段の措置は講じられなかった。なお、消費税率引上げ時に廃止される自動車取得税の代わりに自動車税環境性能割が導入される。

(4) **消費税の適正かつ円滑な価格転嫁の徹底【実現】**

予算措置等を行い、引き続き万全の態勢が整備される。

(5) **申告時期の延長等【未実現】**

特段の措置は講じられなかった。

(6) **事業者免税点の引上げ及び簡易課税制度の適用事業者の範囲の拡大【未実現】**

特段の措置は講じられなかった。

(7) **外国人旅行者向け消費税免税制度における、電子情報化等の手続きの簡素化**

【実現】

臨時販売場に係る届出制度の創設や、手続委託型輸出物品販売場許可申請書について承認免税手続事業者の承認通知書の写しの添付を要しないこととする、といった見直しが行われた。

4. 地域の活性化に資する中小企業の負担軽減

(1) **商業地における空き店舗に対する固定資産税・都市計画税の減免【未実現】**

(2) **商業地などの宅地に係る固定資産税の負担調整措置の継続及び、地価が下落している場合の固定資産税の評価額に修正を加えることができる特例の措置【未実現】**

(3) **関税制度の見直し等【未実現】**

5. 組合関係税制の強化

(1) **中小企業組合の法人税の軽減税率の企業組合と協業組合への拡大、税率の引下げと恒久化及び適用年間所得の撤廃【実現】**

企業組合と協業組合への拡大は行われないものの、協同組合等の法人税率の軽減措置（年800万円以下の所得金額について、本則19%を15%に軽減する措置）について、適用期限が平成32年度末まで2年間延長された。

(2) **信用協同組合の貸倒引当金の特例の延長【未実現】**

信用協同組合を含む協同組合等の貸倒引当金の特例（中小企業組合等に対する割増し措置）は廃止となる。ただし、1年度ごとに2%ずつ縮減する経過措置が設けられ、平成31年度は8%、32年度は6%、33年度は4%、34年度は2%となる。

(3) **火災等共済組合等の異常危険準備金の損金算入の特例の延長【実現】**

適用期限が平成33年度末まで3年間延長された。

(4) **組合の設備廃棄、設備集約化に対する減免措置【未実現】**

(5) **企業組合における設立後5年間法人税免除などの税制措置【未実現】**

(6) **組合員の倒産等により、団地組合が団地内不動産をやむなく一時取得する場合の登**

録免許税・不動産取得税及び固定資産税の減免措置【未実現】

(7) 事業協同組合等に対する法人住民税（均等割）の一律の軽減税率の適用【未実現】

(8) 公共・公益性のある共同施設への減税措置【未実現】

(9) 共同施設の借入金償還に係る賦課金と減価償却費との差額への非課税措置【未実現】

(10) 集団化組合の共有土地評価替えに伴う減損会計の承認【未実現】

(11) 被災地の組合を支援する組合及び組合員の寄附金控除対象の拡大【未実現】

6. 納税環境整備等

(1) マイナンバー制度の導入に伴うセキュリティ対策への支援措置の強化【未実現】

なお、従来どおりの措置として、個人情報保護委員会で、中小企業や小規模事業者向けのガイドラインを策定・公開している。

(2) 税法上の中小企業の基準の見直し【未実現】

特段の措置は講じられなかった。

以上のほか、中小企業における災害に対する事前対策のための設備投資に係る税制措置（中小企業防災・減災投資促進税制）が創設され、防災・減災に資する機械装置、器具備品、建物附属設備を取得した場合に、取得価額の20%の特別償却が可能となるよう措置された。

3. 中小製造業等の持続的発展の推進

【要望事項】

1. 公設試験研究機関への最新機器導入及び更新に対する支援の強化・拡充
2. 知的財産の係争費用に対する補助など中小製造業等の知的財産活動に対する支援の拡充
3. 電力の安定かつ安価な供給の実現
 - (1) 大企業に比べて製造コストに占める電気料金の比率が高く、代替手段に乏しい中小企業・小規模事業者の電力コスト軽減のために、再生可能エネルギー発電促進賦課金の上昇抑制や発電に係るコストの引下げなどを図ること。
 - (2) 政府は、原子力発電所の立地地域が求める防災対策等に万全を期すとともに、立地地域の理解と納得を前提に、厳正な審査の実施により厳格に安全確認がなされた原子力発電所については、再稼働を実現し、電気料金の引下げと電力の安定供給を図ること。
4. 省エネ・新エネ支援の拡充
 - (1) 省エネ設備の導入、再生可能エネルギー等の活用など徹底した省エネ・新エネ対策を大胆に実施すること。
 - (2) 中小企業・小規模事業者等に対する省エネルギー設備導入支援を継続し、補助率を引き上げるとともに、中小企業連携枠を設ける等拡充すること。
 - (3) 中小企業組合向け省エネルギー補助制度を創設し、自家発電、空調、LED照明等の省エネ設備の導入を加速させること。
5. 環境対応への支援の拡充
 - (1) 国や地方公共団体は、「エコアクション21」の普及促進のため、認証登録事業者の評価体制を拡充するとともに、エコアクション21ガイドライン2017への対応に必要な支援策を講じること。
 - (2) 廃棄物の排出量抑制や適正処理の推進が重要な環境課題となっていることから、中小企業や組合が取り組む産業廃棄物の削減及び処理に対して、処理体制の整備及び支援制度の拡充を早急に推進すること。
 - (3) 土壌汚染対策における調査・手続き・除去等の措置については、必要最低限のものとなるよう見直しを行い、中小企業・小規模事業者にとって過度な負担とならないよう万全の支援策を講じること。
 - (4) 食品製造業者が円滑かつ適切にHACCPを導入できるよう十分に配慮するとともに、食品の表示制度については弾力的運用を行うこと。

【経過】

1. 公設試験研究機関への技術開発支援機器の導入支援の拡充【一部実現】

経済産業省の平成31年度産業技術関係における重点政策において、コネクテッド・インダストリーズの実現に向けた革新的技術開発の推進として、AI、IoT、ロボット等を活用した第4次産業革命の実現や、健康医療分野の活性化、次世代エネルギー・環境技術開発等を推進していくとしている。そのほか、次世代人工知能・ロボット中

核技術の開発においては、場面や人の行動を理解・予測し適切に行動する賢い知能、これを支える、センサ技術や多様な作業を実現する精密な制御技術など、人工知能・ロボット技術における中核的な技術の開発を産学官の連携で実施し、人工知能技術とロボット要素技術の融合を目指すほか、I o T社会の到来により増加した膨大な量の情報を効率的に活用するため、ネットワークのエッジ側で動作する小型・超低消費電力の高性能AIチップや、クラウド側で高速化と低消費電力化を両立する次世代コンピューティング等の実現に向けた技術開発を実施する予定となっている。

2. 知的財産の保護と活用支援の強化【実現】

独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）では、「知財総合支援窓口」を全国47都道府県に設置し、特許や商標などの知的財産の出願・権利化、技術ノウハウ等の知的財産の秘匿管理、知的財産のビジネス活用などに関する様々な悩み・課題についての相談体制が整備されているほか、海外展開に向けた企業に対するアドバイザーを設置し、ビジネス展開に応じた知的財産の権利化や、取得した権利を利益に結びつけるための活用支援を行っている。

3. 電力の安定かつ安価な供給の実現

(1) 電力等エネルギーコストの軽減等【一部実現】

平成30年7月、第5次エネルギー基本計画が閣議決定された。

新基本計画によると、再生可能エネルギーに係る発電コストを大幅に低減させるとともに、既存ネットワークコストの徹底削減を図ることで、次世代ネットワーク投資の原資を確保し、コストを全体として低減させることを基本方針としている。

また、国民負担抑制の観点から、再生可能エネルギーの導入拡大に伴い増大するネットワークコストを最大限抑制するため、既存ネットワーク等のコストを徹底して削減することが必要であるとし、具体的には、仕様等の標準化や調達に関する国への情報開示の促進、コスト削減に向けた一般送配電事業者による自主的ロードマップの提出と取組み状況の確認等によって、一般送配電事業者の調達改革を通じた徹底的なコスト削減を促進するとしている。

FIT制度については2012年7月開始以降、2017年3月末までに大規模水力を除く発電を開始した再生可能エネルギー発電設備は、制度開始前と比較して設備導入量が2.7倍に増加するなど着実に導入が進んでいる。FIT制度は、再生可能エネルギーに対する投資の回収に予見可能性を与えることで投資の加速度的促進を図るものであることから、引き続き、安定的かつ適切な運用により制度リスクを低減し、事業者が本来あるべき競争に集中しやすい制度運用を目指すことが不可欠とされている。

なお、2013年度の電力の燃料費とFIT制度の買取費用等を足した電力コストは9.7兆円であるが、2030年度には電力コストを引下げ、9.2～9.5兆円になることを見込んでいる。

(2) 安全が確認された原発の再稼働【一部実現】

新基本計画によると、電力供給を支えてきた原子力立地地域においては、地域経済の持続的な発展につながる地域資源の開発・観光客の誘致といった地域振興策や、長

期停止・再稼働・運転延長・廃炉などによる地域経済への影響の緩和、避難道路の整備、防災活動資機材の整備といった防災体制の充実など、消費地とは異なる様々な課題を抱えており、こうした課題に、政府として真摯に向き合い、立地地域に対する産業振興や住民福祉の向上、防災対策のための予算措置、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の活用などによる取組みを進め、課題解決を図るとしている。

また、再稼働による低廉な電気料金水準の実現など国民の生活環境の向上が期待される中において、原子力事業者と立地地域との信頼関係の構築が引き続き求められるとしている。

4. 省エネ・新エネ支援の拡充

(1) 徹底した省エネ・新エネ対策の推進【一部実現】

1970年代の石油危機以降、エネルギー消費効率は4割改善し、既に高いレベルの省エネルギーを達成している一方で、近年は改善が足踏みの状況となっており、既に高いレベルの省エネルギーを達成している産業部門を中心として、省エネルギーを更に進めるためには、省エネルギー効果の高い設備への更新を強化する必要がある。

その際、省エネ法による規制と補助金等の支援策の両面でこれを促していく必要があるが、個社単位の取組みが相当程度進展したことを踏まえると、今後は、複数の事業者の連携を促進することが重要となる。

しかしながら、省エネ法は特定事業者等から毎年度報告されるエネルギーの使用状況等の評価を個社単位で行うことを原則としているため、複数事業者が連携して省エネルギーの取組みを行った場合、全体では省エネルギーとなっているにも関わらず、個社単位で見ると増エネ等となる事業者が存在するケースもある。

今後、支援策も講じながら、連携による省エネルギーを促進するに当たり、省エネ法において、事業者間連携による省エネルギーの適切な評価ができるよう制度の整備を進め、資本関係のあるグループ会社等でエネルギー管理が一体的に行われている場合には、省エネ法においても個社単位に拘らず、一体での取り扱いができるよう、制度を見直すとしている。

(2) 中小企業・小規模事業者の省エネ設備導入支援の継続・拡充【一部実現】

平成31年度予算において、工場等における省エネ設備や省電力設備への入替促進のため、対象設備を限定しない「工場・事業場単位」及び申請手続が簡易な「設備単位」での支援を行う。また、複数事業者が連携した省エネ取組みへの支援を強化するため「省エネルギー投資促進に向けた支援等補助金」(551.8億円)が計上されている。

(3) 中小企業組合向け省エネ補助制度の創設【未実現】

中小企業組合向けの省エネルギー補助制度は平成31年度予算において計上されていない。

5. 環境対応への支援の拡充

(1) 環境配慮型経営の取組み支援【一部実現】

環境省では、「エコアクション21ガイドライン2017年版」の普及のための全国セミ

ナーやシンポジウムを開催し、「働き方改革」とCO₂削減等の両立を目指すツールを利用するなど、2017年版ガイドラインの理念及びそれに整合的なSDGs等の理解が深い審査員を増やすための取組みを促進するとして、平成31年度予算「中小企業への環境経営の普及促進事業」（19百万円）が措置された。

（2）産業廃棄物処理に対する支援強化【一部実現】

環境省では、地域社会に貢献できる産業への転換や国際展開等を含めた産業廃棄物処理業の支援策を検討するため、平成31年度予算「産業廃棄物処理業のグリーン成長・地域魅力創出促進支援事業」（1.4億円）が措置された。

また、PCB廃棄物については、平成30年度第2次補正予算及び平成31年度予算において約81億円を計上し、PCB廃棄物の適正な処理を推進するため、①地方自治体が行う掘り起こし調査の実施に係る相談に対応するための窓口設置や専門家派遣等を行い、調査の効率化、早期化を図る、②あらゆる広報の活用及び周知の徹底により、保管事業者等に対して早期処理を促す、③低濃度PCB廃棄物について、処理技術の評価や施設の認定を行い、無害化処理認定制度の着実な運用を図るとともに、全体像の把握等に関する検討を行う、④PCB廃棄物処理基金を独立行政法人環境保全再生機構に造成し、PCB使用製品製造者と協調した行政代執行に係る地方自治体の負担軽減のための支援費用の積立を行う、⑤JESCOの処理施設の設備等の点検、補修、更新及び処理能力向上のための改造等を行う、⑥JESCOに対し、処理施設のPCB除去及び撤去を行うための資金を出資するとしている。

これにより、JESCOの計画的処理期限内での高濃度PCB廃棄物の確実かつ早期処理の完了や、PCB処理施設の安全性の確保等が期待されている。

（3）中小企業・小規模事業者の実態を踏まえた土壌汚染対策の支援の実施【一部実現】

土壌汚染に関する適切なリスク管理を推進するため、土壌汚染状況調査の実施対象となる土地の拡大、汚染の除去等の措置内容に関する計画提出命令の創設、リスクに応じた規制の合理化などの規定を盛り込んだ改正法は、2019年春頃の完全施行が予定されていることから、改正法に基づいた土壌汚染対策法の円滑な施行を確保するための取組みを強化するとともに、リスク管理を適切かつ着実に推進するための調査・検討を実施するため、平成31年度予算「土壌汚染対策費」（3.1億円）が措置された。

これにより、改正法の円滑かつ着実な施行、土壌汚染状況の的確な把握とリスクに応じた適切かつ合理的な対策の実施を一層推進する。また、土壌汚染対策関係法令の着実な実施により、国民の健康保護に資するとしている。

（4）HACCP導入に向けた支援及び食品表示制度の弾力的な運用【一部実現】

改正食品衛生法により、全ての食品等事業者に対しHACCPに沿った衛生管理が制度化されるため、厚生労働省ではHACCP導入に関する業種別手引書等の周知及び相談支援を行うとしている。

また、食品等事業者による営業許可申請等の行政手続コストの削減、食品リコール情報の一元管理等の観点から、引き続き電子申請等の共通基盤システム整備を進めるなど、HACCPの制度化等による的確な監視・指導対策の推進等のため、平成31年度予算として6億円が措置された。

4. 卸売・小売業、サービス業、流通・物流業に対する支援の拡充

【要望事項】

1. 卸売・小売業支援の拡充

- (1) 卸売業と小売業を一体として振興・育成する新たな法律を制定すること。
- (2) 卸団地等の連棟改修及び撤去に対する財政支援を行うこと。
- (3) 中小小売業の活性化のための支援を拡充・強化すること。

2. サービス業対策の強化

- (1) 観光立国実現に向けた取組みに対する支援策を拡充すること。
- (2) 民泊サービスに伴う住宅宿泊事業法（民泊新法）の適正な運用の強化に努めること。
- (3) 中小宿泊業者等に対する耐震対策支援を拡充すること。

3. 流通・物流対策の強化

- (1) 市街地や商店街等の駐車違反取締りに当たり、積み降ろし業務可能な駐車スペースの確保や円滑な道路交通の有効活用等、業務に配慮した支援を講じること。
- (2) 中小企業・小規模流通業・物流業の適正取引の推進、人材確保、経営改善など、物流効率化のための経営革新への取組みに対する支援措置を拡充すること。
- (3) 地域経済の活性化、農林水産物をはじめとする物流の効率化、観光などの旅客輸送力の強化などに寄与する高速道路網の整備拡大を図ること。
- (4) 高速道路料金の大口・多頻度割引率の適用拡大を行うとともに、割引制度を恒久化すること。
- (5) 平成 29 年 4 月から強化された車両制限令に基づき、事業協同組合に一律に科される高速道路の大口・多頻度割引停止措置を見直すこと。

1. 卸売・小売業支援の拡充

(1) 卸売業・小売業の振興・育成法の制定【未実現】

現時点で特段の措置は講じられていない。

(2) 卸商業団地の老朽化対策支援【未実現】

現時点で特段の措置は講じられていない。

(3) 中小小売業者支援策の拡充【一部実現】

平成 31 年度予算において「キャッシュレス・消費者還元事業」（2,798 億円）が予算措置された。

本事業は、平成 31 年 10 月 1 日の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、消費税率引上げ後の一定期間に限り、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元・割引を支援する。

加えて、平成 31 年度予算において「プレミアム付商品券事業」（1,723 億円）が予算措置された。

本事業は、低所得者（生活保護受給者除く）及び 0～2 歳児の子育て世帯に対し、本年 10 月から半年間使用できるプレミアム付商品券を発行・販売（1 人 5,000 円の財政支援）する。

2. サービス業対策の強化

(1) 観光立国実現に向けた取組みに対する支援の拡充【実現】（再掲）

平成31年度予算において「ローカルクールジャパン推進事業」（2億円）が予算措置された。

本事業は、ヒト・コト・モノ全体のブランディング・マーケティングから、ビジネスインバウンドを含めた外国人旅行者に向けたプロモーションまでを支援することで、地域へ人を呼び込む力を高めつつ、消費を促進すると同時に、当該ブランディング等に沿った中小企業等の商材・サービスの磨き上げ等を支援し、インバウンドとアウトバウンドの好循環の創出、各地の稼ぐ力の向上支援を実施する。加えて、観光客に消費行動を促す環境整備を行うための計画策定を支援する。

その他、平成31年度予算において「2020年4,000万人等の目標達成に向けた高次元な観光施策の加速」（681億円）が予算措置された。

本事業は訪日外国人旅行者数2020年4,000万人等の目標達成に向け、国際観光旅客税の増分（プラス440億円）を活用しつつ、顔認証ゲートを用いた出入国手続きの高度化、無料Wi-Fiや多言語案内といった受入体制整備、文化財や国立公園等を活用した観光コンテンツの拡充等を加速する。

具体的な平成31年度予算の主な施策・事業は以下のとおり。

① ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備

- ・ 顔認証ゲートやバイオカートの増配備等：71億円（法務省）
- ・ 電子申告ゲートや高性能検査機器の増配備等：30億円（財務省）
- ・ チェックインから搭乗までの手続きの自動化等：35億円（観光庁）
- ・ 公共交通機関の多言語対応・無料Wi-Fi整備等：55億円（観光庁）
- ・ まちなかの多言語案内や観光案内所の機能強化等：31億円（観光庁）

② 我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化

- ・ ビッグデータやSNSの分析を踏まえたプロモーションの効果分析や、個人の興味に応じた先進的なプロモーションの展開等：51億円（観光庁）

③ 地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度向上

- ・ 文化財を活用した歴史体感プログラムの造成等：100億円（文化庁）
- ・ 国立公園のビジターセンターのインバウンド対応等：51億円（環境省）

また、「クルーズ船の受入環境改善」として147億円が予算措置された。

本事業は、港湾における大型クルーズ船受入能力を拡充するため、既存の物流ターミナルを有効活用し、防舷材・係船柱等を整備するほか、クルーズ旅客の受入機能を高度化するための支援し、国際旅客船拠点形成港湾において、船会社の旅客施設等の新規投資に併せて岸壁の整備等を行い、官民連携によるクルーズ拠点の形成を推進する。

加えて、「首都圏空港等の機能強化（羽田空港ほか国際拠点空港等4空港）」として157億円が予算措置された。

本事業は、羽田空港の場合、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会を控えた整備の総仕上げの年に当たり、飛行経路の見直し等により空港処理能力を約4万回

に拡大するための航空保安施設や誘導路等の整備、国際線・国内線地区を結ぶトンネルの整備等を着実に推進する。

その他の国際拠点空港等においても、訪日外国人旅行者の増加等に対応するため、C I Q施設【国境を越える交通および物流において必要であるとされる手続き。税関（Customs）、出入国管理（Immigration）、検疫（Quarantine）】など、受入環境の整備を着実に実施するとしている。

（2）住宅宿泊事業法（民泊新法）の適正な運用の強化【未実現】

現時点で特段の措置は講じられていない。

（3）中小宿泊業者等の耐震対策支援の拡充【一部実現】

平成31年度予算において「耐震対策緊急促進事業」（121億円）が予算措置され、適用期限が延長された。

3. 流通・物流対策の強化

（1）市街地や商店街における包括的な駐車場施策の推進【実現】

平成31年度予算において、「都市・地域交通戦略推進事業」（6.9億円）が予算措置された。

本事業は、行きたくなる、歩きたくなる都市空間をつくるため、都心部等のまちなかにおける「きめ細やかな街路空間づくり」として、地区交通戦略（「きめ細やかな街路空間づくり」）を行うため、国土交通大臣認定を受けた都市・地域総合交通戦略）に基づく官民が連携した社会実験や荷捌き駐車施設をはじめとする駐車場整備などの歩行空間整備への支援を拡充する。

（2）流通・物流業における適正取引の支援【実現】

平成30年12月8日、参議院本会議において「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案」が可決・成立した。

経済活動・国民生活を支えるトラック運送業の健全な発達を図るため規制の適正化を図るほか、その業務について、平成36年度から時間外労働の限度時間が設定される（働き方改革法施行）こと等を踏まえ、その担い手である運転者の不足により重要な社会インフラである物流が滞ってしまうことのないよう、緊急に運転者の労働条件を改善する必要があること等に鑑み、所要の措置を講じるものである。

また、厚生労働省及び国土交通省が各都道府県に「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」を設置し、平成28～29年度の2年間にわたって、荷主企業及びトラック運送事業者等が連携・協力しながらトラックドライバーの長時間労働の改善等を図る「パイロット事業」を実施した。

その成果として「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」を平成30年11月に公表している。

国では、本ガイドラインの周知等を通じ、トラック運送事業における取引環境・長時間労働の改善に取り組むとしている。

(3) 流通・物流の効率化等に寄与する高速道路網の整備拡大【実現】

高速道路の機能強化の加速として、1兆円の財政投融资を活用し、①暫定2車線区間の機能強化による防災・減災対策のための4車線化、②生産性向上のための新名神高速道路の6車線化を行うことが措置された。

(4) 流通・物流業のコスト削減等のための高速道路料金の割引拡大【一部実現】

平成30年度補正予算において、平成30年度末で期限を迎える高速道路料金の大口・多頻度割引の最大割引率50%については、自動車運送事業者のETC2.0搭載車を対象に、平成31年度末まで継続するための予算として、109億円が措置された。

(5) 車両制限令における事業協同組合に対する高速道路の大口・多頻度割引停止措置の見直し【未実現】

現時点で特段の措置は講じられていない。

5. 中小企業の実態に応じた独禁法の執行

【要望事項】

1. 優越的地位の濫用行為については、独禁法等の執行を強化するとともに、確約制度の導入後は速やかに措置を講じること。
2. 独禁法の審査手続きにおいて事業者の防御権を強化し、適正手続きを保障する措置を講じること。
3. 独禁法の課徴金制度の見直しに当たっては、中小企業算定率を維持するとともに、調査協力行為・調査妨害行為の範囲及び減算率の基準・決定方法をガイドラインに明確に定めるなど、中小企業者の実態に応じた制度設計を行うこと。

【経過】

1. 優越的地位の濫用に係る独禁法の執行強化【一部実現】

公正取引委員会は、中小企業者等に不当な不利益をもたらす優越的地位の濫用について、必要な是正措置を講じていくことを目的とした「優越的地位の濫用事件タスクフォース」を設置し、濫用行為の抑止・早期是正に努めた。平成29年度においては、49件の注意を行っている。

注意が行われた取引を形態別にみると、冠婚葬祭業者に対する納入等取引が13件、小売業者（スーパーマーケット、ホームセンター等）に対する納入取引が12件、物流取引が9件、宿泊業者に対する納入等取引が6件、卸売業者に対する納入取引が5件、その他の取引は3件となっている。

注意対象となった行為類型を取引形態別にみると、冠婚葬祭業者に対する納入等取引は「購入・利用強制」が10件と最も多く、次いで「協賛金等の負担の要請」が8件となっている。また、小売業に対する納入取引は「従業員等の派遣の要請」が11件と最も多く、「協賛金等の負担の要請」が8件となっている。さらに、物流取引については、「減額」が6件、「支払遅延」が4件となっている。なお、取引形態に関係なく、「優越的地位の濫用事件タスクフォース」において注意を行った事案を行為類型別にみた場合には「購入・利用強制」が24件と最も多く、「協賛金等の負担の要請」が22件と続いている（1つの事案において複数の行為類型について注意を行っている場合があるため、注意件数と行為類型の内訳の合計数は一致しない）。

2. 独禁法の審査手続きにおける事業者の適正手続き保障【一部実現】

全国中央会が求めてきた供述聴取手続きにおける防御権の強化に向けた供述聴取中の供述人によるメモの録取の実現については、供述聴取終了後その場でメモを作成することができることを「独占禁止法審査手続に関する指針」（平成27年12月）に追記されることとなった。

3. 独禁法の課徴金制度の見直し【一部実現】

平成31年3月12日、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案」が閣議決定され、現在、第198回通常国会において議案審議中となっている。

同法案は、事業者による調査協力を促進し、適切な課徴金を課することができるものとするなどにより、不当な取引制限等を一層抑止し、公正で自由な競争による我が国経済の活性化と消費者利益の増進を図るために改正される。

主な改正概要は、以下のとおり。

< 課徴金減免制度の改正 >

○減免申請による課徴金の減免に加えて、新たに事業者が事件の解明に資する資料の提出等をした場合に、公正取引委員会が課徴金の額を減額する仕組み(調査協力減算制度)を導入するとともに、減額対象事業者数の上限を廃止

< 課徴金の算定方法の見直し >

○課徴金の算定基礎の追加、算定期間の延長等課徴金の算定方法の見直し

< 罰金規定の見直し >

○検査妨害等の罪に係る法人等に対する罰金の上限額の引上げ等

6. 中小企業の実態を踏まえた労働・雇用・社会保障対策の推進

【要望事項】

1. 働き方改革の実現に向けた中小企業への配慮

- ① 改正労働基準法では罰則規定が強化されることから、その改正内容並びに 36 協定のあり方について、中小企業に対して懇切丁寧な周知と働き方改革推進センターの相談体制の拡充を図ること。
- ② 月 60 時間を超える時間外労働に係る割増賃金率（50%以上）について、2023 年 4 月より中小企業への猶予措置が廃止されるが、国はその間、長時間労働の抑制に向けた中小企業支援を拡充すること。
- ③ 自動車運転の業務、建設業等については、改正法施行 5 年後に時間外労働の上限規制が適用されることとなることから、中小企業における労働時間の動向、人材確保の状況、取引条件の実態等を踏まえた中小企業団体等に対する支援を行うこと。
- ④ 働き方改革関連法の成立・公布を受け、短時間・有期雇用労働者等について、正規雇用労働者との待遇差を解消するための政省令等の整備がなされるが、その内容についての十分な周知を図ること。

今後検討される同一労働同一賃金のガイドラインは、中小企業の実態を踏まえ、慎重な議論の上に策定すること。

2. 中小企業の人材確保・定着対策

- (1) 建設業、運輸業、小売業、サービス業等人手不足業界に対する積極的に就労支援策を強化すること。
- (2) 中小企業における若年者の人材確保・定着支援及び女性・高齢者等の就業支援策を拡充・強化すること。
- (3) インターンシップに取り組む中小企業への支援策の強化すること。
- (4) 地方の中小企業の人材確保を推進するため、UIJ ターン等の促進・支援策を拡充すること。
- (5) 中小企業が組合等を活用して共同で設置する保育施設に対する助成・支援を大幅に拡充すること。

3. 地域の実情を踏まえた最低賃金の設定

- (1) 最低賃金の目安額は、その決定に当たって、法の原則及び目安制度を基にし、地域の経済情勢、雇用動向、中小企業の生産性向上の進展状況を検証した上で設定すること。
- (2) 最低賃金引上げにより影響を受ける中小企業に対し、生産性向上に向けた支援策を拡充すること。
- (3) 特定最低賃金は、地域別最低賃金に屋上屋を架するものであり、早急に廃止すること。

4. 外国人技能実習制度の円滑化と拡充

- (1) 外国人技能実習機構は、監理団体の許可、技能実習実施計画の認定が円滑に行われるよう体制整備を図るとともに、事務手続きの簡素化、迅速化を図ること。
- (2) 技能実習 2 号移行対象職種の拡充に当たっては、業界のニーズ等を把握し、検定試

験制度の創設等の支援を講じること。

5. 専門的・技術的分野の外国人材の受入れ

一定の専門性・技能及び技術を有する外国人材の受入れに当たっては、国は地方公共団体と連携し、十分な受入れ方針を決定の上、受入れ環境の整備を行うこと。

6. 雇用保険制度の見直し

- (1) 雇用保険二事業については、引き続き関係コストの削減をはじめ、各種助成金の見直しを図るなどして、事業費管理の徹底と見直しを行うこと。
- (2) 雇用保険料率については、3年後の見直しに向け、雇用保険積立金の状況を見て更なる引下げを検討するとともに、国庫負担については、本則に規定する4分の1へ復帰させること。

7. 障害者雇用への中小企業支援策の拡充

障害者を積極的に雇用する中小企業、今後新たに障害者雇用を計画している中小企業に対して、助成制度や金融・税制面での優遇措置等を拡充すること。

8. 国による職業訓練機能の拡充・強化

- (1) 人手不足の対策として、中小企業で働く従業員一人一人の能力向上が重要であることから、国等による職業訓練機能の拡充・強化を推進すること。
- (2) 地域産業を支えるものづくり中小企業の技能者の養成、中小企業の技術・技能の支援を行うため技能検定制度の見直し、拡充を推進すること。

9. 社会保障制度等の見直し

- (1) 社会保障制度改革に当たっては、中小企業の経営実態等に配慮し、事業主に対する社会保険料負担がこれ以上過度にならないようにすること。
- (2) 全国健康保険協会（協会けんぽ）の保険料率の安易な引上げは行わないこと。また、協会けんぽへの国庫補助率を20%に引き上げるとともに、公費負担の在り方及び高齢者医療制度の抜本的な見直しを行うこと。

【経過】

1. 働き方改革の実現に向けた中小企業への配慮【一部実現】

労働基準法の改正内容等の懇切丁寧な周知及び働き方改革推進センターの相談体制の拡充について、改正法関連の各種リーフレット等が作成されているとともに、平成31年度予算では、「働き方改革推進支援センター」において、労務管理等の専門家によるワンストップ型の相談支援や助成金の活用方法等に関するセミナー等を実施するほか、出張相談、中小企業・小規模事業者に対する個別相談等の機能・体制の強化を図るための要求が盛り込まれている。

同一労働同一賃金ガイドラインは平成30年12月28日に告示され、平成31年3月には、パートタイム・有期雇用労働者等の数又は割合が高い7つの業界について、企業が円滑に取組を進めることができるよう、「不合理な待遇差解消のための点検・検討マニュアル（業界別マニュアル）」が作成された。今後はその内容の理解と施行までの対応準備のため、きめ細やかな周知の実施を求めていく必要がある。

その他、各種中小企業支援策の拡充等についても、引き続き要望を継続していく必要がある。

2. 中小企業の人材確保・定着対策

(1) 建設業、運輸業、小売業、サービス業等の人手不足業界に対する積極的な就労支援策の強化【一部実現】

厚生労働省では、平成31年度予算において、建設業、警備業、運輸業など、雇用吸収力の高い分野でのマッチング支援を強化するため、ハローワークの「人材確保対策コーナー」を拡充し、関係団体等と連携した人材確保支援の充実を図ることとなった。

また、人手不足の中小企業を中心とした求人者のニーズを踏まえた求職者の掘り起こしを積極的に展開し、労働市場の需給調整機能の強化することとなった。

さらに、中途採用の拡大に取り組む事業主に対する助成により、転職・再就職者の採用機会の拡大及び人材移動の促進する。

(2) 中小企業における若年者の人材確保・定着支援及び女性・高齢者等の就業支援の拡充・強化【一部実現】

若年者の人材確保・定着支援では、「学卒者全員正社員就職」実現に向けた大学等との連携強化、就職氷河期に就職時期を迎えた不安定就労者等に対する職業訓練の実施や雇い入れた事業主に対する助成等が、女性の就業支援では、ハローワークにおけるマザーズコーナーの拠点数拡充等による子育て女性等の再就職支援の充実、高齢者の就業支援では、生涯現役社会の機運醸成、在職中からのセカンドキャリア設計支援、特設設置窓口による就業希望者の取込み、高齢女性への戦略的広報等により就業ニーズの具体化を促す「生涯現役支援プロジェクト（仮称）」の実施等が予定されている。

(3) インターンシップに取り組む中小企業への支援策の強化【未実現】

インターンシップに取り組む中小企業に対する支援策は、中小企業庁や文部科学省が従来から実施している施策があるものの、それらの強化や新たな施策の実施等に向けた動きは見られていない。

(4) U I J ターン等による地方中小企業の人材確保【一部実現】

内閣府の地方創生推進交付金を活用して地方公共団体が実施する移住支援制度を利用してU I J ターンをした者を採用した事業主に対し、その採用活動に要した経費の一部が新たに助成されることとなった。（助成率1/3（上限100万円）※中小企業事業主は、1/2）

(5) 共同保育施設への助成・支援【未実現】

現時点で特段の措置は講じられていない。

企業主導型保育事業は制度創設から3年が経過し、様々な課題が明らかになってきていることから、内閣府子ども・子育て本部に「企業主導型保育事業の円滑な実施に向けた検討委員会」が設置され、今後の事業の円滑な実施に向けた検討が行われている。

3. 地域の実情を踏まえた最低賃金の設定

(1) 最低賃金の設定と最低賃金引上げの検証【未実現】

現時点で特段の措置は講じられていない。

(2) 最低賃金引上げに対する支援策の拡充【一部実現】

最低賃金引上げにより影響を受ける中小企業に対する支援策として、業務改善助成

金の助成率の拡充が行われた（7/10 又は 3/4→4/5。生産性要件を満たす場合は、3/4 又は 4/5→9/10）。

（3）特定最低賃金の早期廃止【未実現】

現時点で特段の措置は講じられていない。

4. 外国人技能実習制度の円滑化と拡充

（1）外国人技能実習機構による諸手続の円滑化【未実現】

諸手続の円滑化については、現時点で特段の措置は講じられていない。

平成 31 年度の厚生労働省の予算では、外国人技能実習制度の適正な運用を図るため、監理団体・実習実施者に対する実地検査及び外国人技能実習生に対する相談援助等を実施する外国人技能実習機構の体制を強化することとなった。

（2）技能実習 2 号移行対象職種の拡充【実現】

技能実習 2 号移行対象職種は、77 職種 139 作業（平成 29 年 12 月 6 日現在）から 80 職種 144 作業（平成 30 年 12 月 28 日現在）に拡大された。

5. 専門的・技術的分野の外国人材の受入れ【一部実現】

本年 4 月の改正入管法施行により、新たな在留資格「特定技能」に基づく外国人労働者の受入れが始まった。

地域産業企業の不足人員を補うため、質の高い外国人材を労働力として活用していく必要があるが、そのための十分な受入体制の整備が求められている。

「外国人労働者受入機構（仮称）」の設置の検討については未実現。

6. 雇用保険制度の見直し

（1）雇用保険二事業の事業費管理の徹底と見直し【一部実現】

事業主負担による雇用保険二事業は、特に雇用調整助成金をはじめとする助成金が中小企業の雇用の安定を図る上で、重要なセーフティネットとなっている。また、「働き方改革実行計画」の推進に当たっては、雇用保険二事業の保険料が財源であるキャリアアップ助成金、時間外労働等改善助成金により、非正規雇用労働者の処遇改善に活用されている。

一方、財政状況は改善の方向にあるものの未だ厳しい状況に変わりはなく、雇用保険二事業の実施に当たっては、これまでの P D C A サイクルによる目標管理の徹底強化や事業費全体の見直し及び絞り込みを引き続き要望していく。

（2）雇用保険料率の引下げ【一部実現】

失業等給付に係る保険料率及び国庫負担率については、平成 29 年 3 月に成立した雇用保険法の一部を改正する法律により、平成 29 年度から 31 年度までの 3 年間限定的に引き下げられている。

雇用保険財政は、雇用情勢が安定的に推移し、収入超過の状況が続いていることから、法施行 3 年後の来年度以降の労使折半の失業等給付保険料、事業主負担による雇用保険二事業保険料を含め、雇用保険料率の更なる引下げを行う必要がある。

また、雇用における国の責任を明確にし、安定財源を確保する観点からも、平成 32

年度以降、現在 2.5%である国庫負担率を、本則どおりの原則 4 分の 1 に復帰させるよう要望していく。

7. 障害者雇用への中小企業支援策の拡充【未実現】

障害者を雇用する、あるいは今後新たに障害者雇用を計画している中小企業に対する金融・税制面の優遇措置の拡充、官公庁入札における評価制度の支援策及び仕組みづくりの拡充は、現段階では行われていない。

一方、短時間労働者のうち、週所定労働時間が 10 時間以上 20 時間未満の者（特定短時間労働者）を雇用する事業主に対して、障害者雇用納付金制度に基づき特例給付金を支給する仕組みの創設や、障害者雇用促進の取組みの実施状況が優良なものである常用労働者 300 人以下の中小事業主の認定制度の創設などが検討されている。

8. 国による職業訓練機能の拡充・強化【一部実現】

(1) 国による職業訓練機能の拡充・強化

(2) 技能検定制度の拡充

厚生労働省の平成 31 年度予算においては、職業能力の「見える化」を促進する観点から、技能検定やジョブ・カードの強化・活用促進を図ることとされた。

また、働き方改革実行計画等を踏まえ、①働き方改革による生産性の向上の推進、②人材投資の強化や女性、高齢者、障害者等の多様な人材の活躍促進、③外国人材受入れの環境整備等の推進を図ることとなった。

9. 社会保障制度等の見直し

(1) 社会保障制度改革に当たっての中小企業への配慮【未実現】

平成 29 年 12 月 8 日に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」では人づくり革命として、社会保障を全世代型の社会保障へ転換する必要性が示された。その中で、幼児教育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化、私立高等学校の授業料の実質無償化、介護人材の処遇改善のための施策が挙げられている。

これらの施策を実施するための財源は消費税増税による財源だけではなく、事業主が拠出する子ども・子育て拠出金の増額部分も財源として充てられることとされた。

このことから、平成 31 年度の事業主が負担する子ども・子育て拠出金は 0.34%と前年度比 0.05%引き上げられた。

中小企業に対しては、企業主導型保育事業の運営費の助成策等を検討するとともに、労働保険料（労災保険料及び雇用保険料）の軽減が併せて行われることとなったが、雇用保険料率の軽減は平成 29 年度からの今年度までの 3 年間となっており、今後の更なる負担増とならないよう注視していく必要がある。

(2) 健康保険料の安易な引上げ反対と協会けんぽ国庫補助率の 20%への引上げ及び高齢者医療制度の抜本的な見直し【未実現】

平成 31 年度の全国健康保険協会（協会けんぽ）の平均保険料率は、中長期的な加入者の負担増を回避し、安定的な保険財政運営とするため、引き続き 10%に据え置かれることとなった。

また、国庫補助率は、健康保険法本則において13.0～20.0%の範囲とされているが、当面の間16.4%のままとなっている

被用者保険の最後の受け皿機能を今後も維持可能なものとするために、財政基盤の安定化による協会けんぽの保険者機能の強化を図るとともに、中小企業及びその従業員の負担増につながらないように、全国平均保険料率10%未満への引き下げるとともに、国庫補助率を健康保険法本則で定められた上限である20%へ引き上げるよう要望していく。